

平成 18 年度

船橋市包括外部監査の結果報告書

船 橋 市 包 括 外 部 監 査 人
公認会計士 飯 島 誠 一

(第 1 部)

補助金に係る財務に関する事務の執行について

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3. 監査対象期間.....	1
4. 監査対象部局.....	1
5. 特定の事件を選定した理由.....	1
6. 監査の方法.....	2
7. 外部監査の実施期間.....	2
8. 補助者.....	3
9. 利害関係.....	3
第2 財政状況と補助金の概要	4
1. 船橋市の財政状況.....	4
2. 船橋市と近隣市との財政状況の比較.....	4
3. 船橋市と近隣市の補助金の比較.....	6
4. ふなばし行政サービス改善プラン.....	8
第3 外部監査の結果	10
《はじめに》.....	10
《共通事項》.....	10
《個別事項》.....	12
1. 防災課.....	12
2. 総合交通計画課.....	15
3. 自治振興課.....	17
4. 健康政策課.....	24
5. 健康増進課.....	27
6. 保健予防課.....	29
7. 地域福祉課.....	31
8. 高齢者福祉課.....	42
9. 障害福祉課.....	48
10. 保育課.....	54
11. クリーン推進課.....	61
12. 商工振興課.....	64
13. 農水産課.....	81
14. みどり推進課.....	90
15. みどり管理課.....	92
16. 河川管理課.....	94
17. 住宅政策課.....	96

補助金に係る包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

船橋市の補助金に係る財務に関する事務の執行について

3. 監査対象期間

平成17年度の執行分

4. 監査対象部局

市長公室（防災課）、企画部（総合交通計画課）、市民生活部（自治振興課）、健康部（健康政策課、健康増進課）、保健所（保健予防課）、福祉サービス部（地域福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課）、子育て支援部（保育課）、環境部（クリーン推進課、*環境衛生課）、経済部（商工振興課、農水産課）、都市整備部（*都市整備課、みどり推進課、みどり管理課）、下水道部（河川管理課）、建築部（住宅政策課）

*環境衛生課及び都市整備課については、外部監査の結果として記載する事項はなかった。

5. 特定の事件を選定した理由

（1） 船橋市の補助金に係る財務に関する事務の執行について（ただし、船橋市の外郭団体に対する補助金等を除く）

船橋市では、地方自治法に基づいて特定の事務事業に対して公益上必要があると認めて、金銭的給付である補助金を交付している。補助金は、行政における政策目的達成のための手段として重要な機能を有していると思われるが、公益上の必要性があるとしても、必ずしも時代の変化に伴う社会的なニーズに対応していない場合や厳しい財政状況における必要性の判断が必ずしも十分でないことが想定される。

現下の財政状況を前提として、公益性の再検討を行うとともに、経済性、効率性、有効性の観点から補助金額の検討を行うことは意義あることと思われる。

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

交付規則、要綱等に補助金の交付目的、対象事業、対象事業者及び算出方法等は明確に記載されているか。

補助金の財務事務の執行は、法令規則等に準拠しているか。

補助金の公益上の必要性はあるか。

補助金は規則、要綱等の目的及び内容に合致したものであるか。

補助金の交付は、効率性、経済性、有効性の観点から適切に行われているか。

補助金額の算定は適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

各補助金に関する条例、規則、要綱及び「船橋市補助金等の交付に関する規則」について調査し、事務手続のこれら規程等への準拠性を検討した。

各補助金の目的及び内容等につき説明を聴取した。

各補助金の公益性の有無等、効果の把握等について説明を求め検討を行った。

交付金額が算定基準どおり算出されているか検討を行った。

必要に応じて試査により、裏づけとなる証憑と突合した。

(3) 監査対象

平成 17 年度一般会計予算において、「節 負担金補助及び交付金」のうち「細節 補助金」の中から、予算額 1 千万円以上の補助金を抽出し、当該所管課を監査対象部局とした。なお、教育委員会の所管となる「款 教育費」として区分されたものは対象から除外している。

監査対象部局が所管する補助金のうち、1 百万円以上の補助金について検討した。必要に応じて 1 百万円以下の補助金についても検討を行った。

7. 外部監査の実施期間

平成 18 年 7 月 5 日から平成 19 年 2 月 1 日まで

8. 補助者

公認会計士	畝井 俊樹	会計士補	川口 雅也
〃	布施 伸枝	〃	谷川 淳
会計士補	嶋田 有吾		

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書中の数値は、端数処理等の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

第2 財政状況と補助金の概要

1. 船橋市の財政状況

平成17年度における船橋市の一般会計の歳入総額は、1,418億円であり歳出総額は1,380億円であった。約38億円の黒字であったが、人件費及び扶助費（生活保護、各種措置費等社会保障関連）のように毎年度経常的に支出される経費に充当される割合が高くなっており、余裕財源がなく財政の硬直化が進んでおり財政的には楽観できる状況にはない。

一般会計の歳入の主なものは地方税であり、歳入の約60%を占めている。他に地方消費税交付金、地方交付税など一般財源と呼ばれるものを加えると歳入の約70%を占めている。

地方税のうち主なものは、市民税383億円、固定資産税332億円である。市民税は、個人と法人からなるが、市民税個人分が323億円、市民税法人分が59億円であり個人所得割が歳入の大きなウェイトを占めている。すなわち、歳入に占める市民税の割合が高くとりわけ個人所得割の割合が高くなっている。

平成17年度においては、市税収入が予算を大きく上回り当初予算比では12億円の収入超過であり、そのうち市民税は8億円の収入超過となっている。

一般会計の歳出面では、目的別にみると歳出の大きな割合を占める生活保護や保育所などの福祉関係の支出である民生費が430億円（31%）、道路や公園などの土木関係に関する支出である土木費が220億円（16%）、ごみ処理などの衛生関係に関する衛生費が191億円（14%）で、これらで歳出の約60%を占めている。

予算現額に対しては51億円の不用額を生じており、その主たる内訳は民生費で15億円、社会福祉費で8億円、児童福祉費で6億円となっている。

決算統計で公表されている普通会計の性質別歳出では、人件費381億円（28%）、扶助費233億円（17%）、公債費111億円（8%）、物件費201億円（15%）、補助費等88億円（6%）で約74%を占めている。

2. 船橋市と近隣市との財政状況の比較

船橋市の近隣で市町村類型が同じ（ - 5 ）市川市及び松戸市と政令指定都市である千葉市と財政状況等を比較した。

市町村財政比較分析表（平成16年度）

項目	摘要	船橋市	市川市	松戸市	千葉市
人口（人）		563,737	452,905	467,650	899,438
歳入総額（百万円）		140,007	114,876	110,890	349,294
歳出総額（百万円）		136,228	110,894	106,820	343,600
実質収支（百万円）		3,245	3,547	3,976	131
財政力	財政力指数	0.971	1.060	0.903	0.964
財政構造の弾力性	経常収支比率	93.3%	87.4%	90.0%	96.9%
公債費負担の健全度	起債制限比率	7.4%	7.8%	11.8%	15.9%
将来負担の健全度	人口1人当たり地方債残高（円）	196,476	176,078	246,027	733,502

項目	摘要	船橋市	市川市	松戸市	千葉市
給与水準の適正度	ラスパイレス指数	102.1	100.8	99.8	101.0
定員管理の適正度	人口1,000人当たり職員数(人)	6.99	7.37	6.64	7.31

〔注〕類似団体とは、人口及び産業構造等により全国の市町村を88(平成16年度)のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体をいう。

参考：用語の説明(出所：千葉県ホームページ)

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるとされている。

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

起債制限比率は、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額(地方交付税が措置されるものを除く。)に充当された一般財源の標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額(普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。)に対する割合で過去3年間の平均値。起債制限比率が20%以上の団体については、一定の地方債(一般単独事業に係る地方債)の起債が制限され、30%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる(一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される)こととなる。

人口1人当たり地方債現在高は、人口1人当たりの地方債現在高(普通会計負担分)である。

ラスパイレス指数は、加重指数の一種で、重要度を基準時点(又は場)に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職(一)職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

平成16年度決算状況(近隣市との比較)：(出所：松戸市ホームページ)

項目	船橋市(順位)	市川市(順位)	松戸市(順位)	千葉市(順位)
自主財源比率(%)	69.05 (48)	69.99 (39)	65.61 (96)	60.15 (178)
義務的経費比率(%)	54.44 (657)	52.42 (616)	57.65 (700)	45.96 (346)
人件費比率(%)	29.67 (721)	29.05 (717)	27.51 (690)	18.97 (226)
投資的経費比率(%)	9.20 (636)	13.73 (441)	6.91 (684)	22.36 (113)
経常収支比率(%)	93.3 (478)	87.4 (205)	90.0 (338)	96.9 (610)
公債費負担比率(%)	10.29 (60)	11.33 (89)	15.65 (344)	19.15 (566)
財政力指数(単年度)	0.968 (92)	1.085 (45)	0.921 (126)	0.979 (79)

(注)順位は、全国732都市との比較である。平成17年度については、国から決算状況が公表さ

れていない。

船橋市を見ると市川市や松戸市と同様自主財源比率は高く、財源的には比較的恵まれているものの人件費比率が高く義務的経費（人件費、扶助費、公債費）比率の割合が高くなっている。

反面、投資的経費比率は低く、公債費負担比率も低い水準にとどまっている。

義務的経費に物件費、維持補修費、補助費等を加えた経常的経費に対する一般財源の割合である経常収支比率は市川市、松戸市に比べて見劣りしている。

参考

市町村財政比較分析表〔平成 17 年度〕：（出所：船橋市作成資料）

項目	摘要	船橋市	市川市	松戸市	千葉市
人口（人）		569,750	453,102	469,090	905,199
歳入総額（百万円）		141,165	113,895	112,557	360,566
歳出総額（百万円）		137,342	109,123	107,311	355,466
実質収支（百万円）		3,007	3,810	5,110	38
財政力	財政力指数(3年平均)	0.964	1.070	0.916	0.971
財政構造の弾力性	経常収支比率	93.5%	86.2%	89.7%	94.8%
公債費負担の健全度	起債制限比率(3年平均)	7.1%	7.5%	12.1%	15.8%
将来負担の健全度	人口1人当たり地方債貯高(円)	195,888	170,487	234,711	751,055

3. 船橋市と近隣市の補助金の比較

補助金は、地方自治法（寄附又は補助）第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定められている。

「船橋市補助金等の交付に関する規則」では、補助金等とは、市が市以外の者（団体又は個人）に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金又は事業共催の場合の負担金その他相当の反対給付を受けないものをいうと定義している。

補助金には、法令に基づくもの（法律補助）と予算措置によって行われるもの（予算補助）があり、憲法第 89 条又は地方自治法第 232 条の 2 に定める公金支出の制限に反しない限り支出することは可能とされている。

国及び県の施策事業に基づくもののほか各市が独自の施策により、国及び県の補助事業に上乘せ支給を行うものと市が単独で補助事業を行うものがある。

上乘せ支給や市単独の補助事業は、条例で定める場合と規則で定める場合がある。これは市長の裁量の範囲であるが、補助金支出について透明性を高めるなどの目的で様々な取り組みを行っている自治体もある。

例えば、市川市においては、平成 14 年度に行財政改革審議会の専門部会として補助金部会が設置されている。その部会の設置については、「今回の補助金見直しの視点としては、単に予算削減のみにとどまることなく、補助金支出の明確化を図るとともに、補助金の制度化により、公平性、公益性、透明性を確保し、実効性のあるものにしたいと考えています。公平性、公益性の確保につい

ては、新たに補助金交付基準を策定し、既に交付されている補助金の見直しを審査し、透明性の担保の観点からは、審査機関を設置し、新たな公募補助金の評価審査を実施したいと考えています。また、審査機関についても、自ら結果を公表することで、市民への説明責任を果たすことができるものです。これら補助金交付基準及び審査機関について意見をいただくため、この補助金部会を設置するものです」と説明されている。

平成15年9月に策定された市川市の補助金交付基準では、補助金のあり方、交付基準、補助の検証が定められており、補助金のあり方においては、事業費補助、運営費補助が補助対象事業とされ、それぞれについて具体的に判断できるように公益上の必要性が項目として挙げられている。交付基準においては、基本的事項として効果性、適格性、設定基準が明記されており、設定基準のなかでは、補助対象の明確化、補助率の適正化、終期の設定が明記されている。補助の確認においては、評価確認（補助の必要性、補助の効果の検証）と関係書類の確認が明記されている。

市川市のほかにも柏市、我孫子市において補助金の見直しが行われている。第三者機関による審査とか交付基準の設定や審査制度の充実などである。

行政評価においても、市川市、松戸市は取り組みが行われているが、船橋市は「ふなばし行政サービス改善プラン」（平成18年3月）により取り組みを始めたところである。

経常的経費の比較（平成17年度）：（出所：船橋市作成資料）

項 目	船橋市		市川市		松戸市	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
歳入（百万円）	141,165		113,895		112,557	
市税収入（百万円）	83,995		69,100		63,082	
一人当たり市税収入（円）	147,424		152,506		134,479	
歳出（百万円）	137,342	100.0	109,123	100.0	107,311	100.0
人件費（百万円）	38,128	27.8	31,406	28.8	29,750	27.7
扶助費（百万円）	23,310	17.0	16,338	15.0	18,990	17.7
公債費（百万円）	11,131	8.1	9,880	9.1	13,969	13.0
義務的経費小計	72,569	52.8	57,625	52.8	62,711	58.4
物件費（百万円）	20,118	14.6	20,398	18.7	17,117	16.0
維持補修費（百万円）	1,098	0.8	1,038	1.0	1,337	1.2
補助費等（百万円）	8,816	6.4	3,795	3.5	5,295	4.9
経常的貸付金等（百万円）	141	0.1	2,217	2.0	387	0.4
経常的繰出金等（百万円）	12,346	9.0	5,916	5.4	7,037	6.6
経常的経費小計	115,091	83.8	90,992	83.4	93,886	87.5
その他（投資的経費他）	22,250	16.2	18,130	16.6	13,425	12.5
歳出に占める補助費等の割合	6.4%		3.5%		4.9%	
一人当たり補助費（円）	15,474		8,376		11,288	

（注）金額単位未満切捨て

補助金のみ資料は公表されていないため、補助費等に関して近隣市との比較で見ると、歳出に

占める補助費等の割合は高く、住民一人当たりの補助費等も高い。補助費等には、補助金、負担金のほか報償費等が含まれている。

4. ふなばし行政サービス改善プラン

船橋市は、平成 15 年の秋に「船橋市財政健全化プラン」(平成 16 年度～平成 19 年度)を策定し、プランに基づいて平成 16 年、17 年度に市政全般にわたる行財政改革に取り組み、職員数の削減をはじめ各分野の事務事業の見直し等により一定の成果をあげたとされている。平成 18 年において、新たな行政課題が生じてきたなかで、市民ニーズに対応しながら船橋市の将来に向けてよりしっかりした財政基盤を確立するため引き続き行財政改革をすすめる必要があることから、計画年度を 2 年延長した財政健全化プランの改定版(平成 17 年度～平成 21 年度)が策定された。

財政健全化プラン推進項目は以下のとおりである。

- ・定員の適正化について
- ・委託の推進について(指定管理者制度の活用を含む)
- ・給与の適正化について
- ・公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について
- ・受益者負担の適正化について
- ・全般的な事務事業の見直しについて
- ・市税等の確保について
- ・扶助費の見直しについて

将来にわたり持続可能な健全財政を確立するために、プランの推進により、経常収支比率を 85% に引き下げること目標としている。

補助金については直接言及していないが、受益者負担の適正化、全般的な事務事業の見直し、扶助費の見直しについては、補助金のあり方に影響のある事項と思われる。

受益者負担の適正化においては、それぞれのサービスの性質や社会情勢などを考慮しながら、受益者負担の適正化について個々に検討していくとされている。

扶助費の見直しについては、市単独で行っている事業や国・県の基準を上回って行っている事業のうち、他市の水準と比較して突出しているものについては、今後も継続していくべきサービスであるのか、その水準が適切であるのかを見極め、縮小・削減を図っていくとされている。また、限られた財源を真にサービスを必要とする人に振り向けるため、新たに所得制限等を設けることや、既に所得制限を設けているものについては、制限の基準が適正であるか、他のサービスと均衡がとれているか、重複していないかなどを精査していくとされている。その際、サービスや所得制限の創設の経緯や社会状況などを十分勘案した上で、個々のサービスごとに判断していくこととされている。

事務事業の見直しでは、行政サービスのあり方を根本的に見直す必要があるとして、「ふなばし行政サービス改善プラン」が策定されている。市民・地域と連携して、必要な方に必要なサービスを効果的・効率的に提供するために、平成 21 年度を目途に行政サービスから内部事務まで事業全般にわたる見直しを実施していく予定とされている。

市民と行政との役割分担を考える基準として、自立した市民を前提に、「個人で解決できる問題

は個人で解決する、地域で解決できる問題は地域で解決する、個人でも地域でも解決できない問題は行政が対応する」という「補完性の原理」を基本的な理念として見直しを進めることとして基準が作成されている。

現在市が行っているサービスについて、新規ニーズへの対応と時代状況に応じた守備範囲の見直しを行った後、公助で行う分野、自助・共助で行う分野の分類が行われている。

船橋市においては、補助金に関する基準は策定されていない。また、補助金の効果等を把握する上で有効と思われる行政評価システムも導入されていないが、行政評価の視点を包含した一連の事務事業の見直しツールである「ふなばし行政サービス改善プラン」において、効果の把握や見直しを行っていくものである。

ふなばし行政サービス改善プランを補助金にも適用することにより、自助・共助で行う分野について、どこまで市として関与していくかの問題として捉えて検討を行っていくこととされている。

(参考) 市民と行政との役割分担を考えるチェックシート

必需性

そのサービスがないと日常生活を送ることが困難になる市民がいるか？
そのサービスは市民の権利を保護することを目的とするものか？
そのサービスは社会保障を目的とするものか？
そのサービスは個人の趣味や娯楽にかかわるものか？

共同消費性

そのサービスは市民であれば誰でも受けられるか？
そのサービスをたくさんの市民が利用できるか？
そのサービスを誰かが受けることで、他の人の受益の機会や質・量が損なわれるか？
そのサービスにより、直接の受益ではない他の人や地域が、間接的にでも何らかの恩恵を受けられるか？

第3 外部監査の結果

《はじめに》

外部監査の対象とした補助金の範囲について

船橋市（以下、「市」という）の資料である「平成17年度 補助金に関する調べ」から会計名一般会計 節19 負担金補助及び交付金 細節20 補助金のうち、平成17年度予算において小事業の予算額が1千万円以上の補助金を所管する課を監査対象部局として抽出し、監査対象部局が所管する補助金のうち、1百万円以上の補助金について検討した。必要に応じて1百万円以下の補助金についても検討を行った。

教育委員会が所管する補助金については、教育委員会が市長部局から独立した機関であり、補助金だけではなく教育委員会を一つの監査対象とすることが適切と考えて今回は監査対象に含めていない。

中央卸売市場事業会計補助金についても細節は補助金に含まれているが、中央卸売市場事業が地方公営企業法の一部適用を受ける事業であり、「地方公営企業法」第17条の3の規定に基づき補助が行われている。これは、公営企業自体の経営を検討したうえでないと補助金の妥当性を判断できないと考え今年度は監査対象から除外した。なお、公営企業としては病院事業があるが、病院事業については、国・県は補助金として支出しているが市からは負担金として支出されている。

交付金についても、会計上の節は同じであるが、対象範囲が広がりすぎることから今年度は細節の補助金のみを対象とした。

補助金の概要について

補助金の概要は、各所管課が作成した表の欄外に外部監査実施過程において把握した事項を一部追加している。

概要の表中に記載されている「補助金の目的」「受益者及びその人数」「どのような公益性があるか」「どのような有効性、経済性、効率性があるか」についての記載（回答）は、各所管課の判断に基づくものである。

《共通事項》

規則、要綱等について

地方自治法において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定められており、補助金は、条例や規則のほか要綱等において目的、要件、交付先、算定基準等を定めて交付することができることとされている。

市において支出されている補助金は、個別の条例、規則や要綱等が定められていないものが多くあり、その場合は内部的な取り扱いによって交付されることになる。それは、補助金の担当課（と補助金の交付先）がその内容を把握しているのみで、それ以外の外部の人は内容を把握できないということになる。規則、要綱等として明文化しないまま内部の取り決めにより支出するのは透明性の観点から適切でない。

補助金の公益性については、「公益上必要がある場合に該当するか否かは、地方公共団体の長

の合理的な裁量にゆだねられている」という判例もある。合理的な裁量であるためには、公平性、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすことが必要であり、補助金の目的、内容、交付要件、算定基準等を明示した規則、要綱等の規定を作成し、市民に公開して、公金の支出の透明化を図る必要があると考える。

なお、「船橋市補助金等の交付に関する規則」が制定されているが、補助金等の交付に関する基本的な事項を定めたものであり、個別の補助金の目的、交付要件、算定基準等は明示されていないため、ここでいう個別の規則、要綱等には該当しないものと判断している。

補助金の交付基準と補助金の効果の把握

補助金は、地方公共団体が公益上必要であると認めて支出するものであるが、公益上の必要性についての明確な基準はなく、必ずしも客観的に認識できるものではないと思われる。市役所内部に補助金の必要性を統一的に検討する仕組みはなく、予算査定によって補助金の担当課ごとにその必要性が検討されることになる。

補助金のなかには 10 年以上の長期にわたり交付されているものや、特定の団体に対して交付されて既得権化しているとも思われるものもある。これらについては、現在策定中の「ふなばし行政サービス改善プラン」に基づいて見直しを行っていくことになっているが、現状ではこれらを統一的に見直す仕組みはない。様々な補助金の必要性を全市横断的に分類し、公益性や公平性の観点から同一の基準に基づいて判断する必要があると考える。補助の目的に公益性はあるか、市民ニーズに合致しているか、行政目的は継続しているか、補助が住民の福祉の増進に寄与するか、最少の経費で最大の効果が上げられているかなどについて統一的な検討が行われる必要があるのではないだろうか。

このためには、補助金等について統一的な基準が策定される必要がある。財政運営の透明性を確保し、補助の効果が本来の補助金の目的である市民に波及するものかが検討される必要があり、さらには、補助金の交付のみでなく、交付された結果が適切に評価されるよう行政評価等の仕組みを導入すべきであると考え。現在策定中の「ふなばし行政サービス改善プラン」が行政評価の視点を包含した一連の事務事業の見直しツールであるとのことであり、これを早急を実施することが望まれる。補助金のあり方を再評価する仕組みを導入するとともに、補助金交付のシステム化（透明性、公平性、公益性の確保）を図り、補助金の公益性の観点から一定の客観的な審査基準に沿ってチェックが行われる仕組みの構築が望まれるところである。

実績報告書等の書類の提出時期の見直し

「船橋市補助金等の交付に関する規則」第 12 条は、「地方自治法施行令」143 条に従い、補助事業者は、補助事業等が完了したときから 20 日以内に補助事業等実績報告書に所定の書類（収支決算書等）を添えて市長に提出することとされている。補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときも同様とすると定めている。

現実には、補助金の精算を伴うものについて、会計年度終了後の 4 月 1 日（翌年度）以降に履行確認のための実績報告書が提出されているものがあり、「船橋市補助金等の交付に関する規則」が遵守されていなかった。個別の交付規則等においても「船橋市補助金等の交付に関する規則」と同様の定めが置かれているものがあるが、同様に遵守されていないものがあった。

《個別事項》

1. 防災課

1-1. 船橋市自主防災組織補助金

(1) 概要

所 管	市長公室 防災課					
補 助 金 の 名 称	船橋市自主防災組織補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市自主防災組織補助金交付規則					
予 算 費 目	款：15 総務費	項：10 総務管理費			目：65 防災対策費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和 54 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	13,975	10,000	12,000	12,000	12,000
	決算額(千円)	11,588	12,144	10,361	8,317	9,828
交 付 先	町会及び自治会が結成する自主防災組織					
補 助 金 の 目 的	自主防災組織に対し、船橋市自主防災組織補助金を交付することにより防災資機材を整備し、もって自主防災体制の確立に資することを目的とする。					
補助対象事業の概要	自主防災組織結成時に交付する補助金 7 万円に該当組織に加入している世帯数に 300 円を乗じて得た額を加えた額。 自主防災組織が消防局の指導を受けて消火訓練を行った場合における消火器の薬剤の詰め替え費用等を加入世帯数により決められた額内。					
受益者及びその人数	町会及び自治会の加入世帯。					
どのような公益性があるか(具体的に)	消防等の公的機関が発火直後に多数の被災者に対し、迅速に対応することは非常に困難であり、発火直後の人命救助や初期消火は自主防災組織に負うところが大きい。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	災害時に住民による自主防災活動が効果的に行われるためには、平常時から災害に備えて組織づくりを行い、役割分担を決め、防災資機材の整備や防災訓練を実施しておくことが必要である。平常時において、防災知識の普及 地域の災害危険の把握 防災訓練の実施 火気使用設備器具等の点検 防災資機材の備蓄と整理・点検などに努める他、災害が発生した場合などのために防災資機材の整備に補助金の交付は有効である。					

自主防災組織補助金は、自主防災組織結成時に交付される補助金「自主防災組織事業(結成時)補助金」と自主防災組織の消火器薬剤の詰め替え及び購入に要した費用に対する補助金「自主防災組織事業(活動)補助金」がある。

市の資料によると、自主防災組織は、「地震等の大規模災害時に、防災関係機関の消火活動、救

出・救護活動が、分散、阻害され、十分な機能を果たせなくなることが予想されます。このような事態においては、住民の自主的な防災活動、すなわち出火防止、初期消火、救出救護、避難等を行うことが必要不可欠になります。（私たちのまちを、私たちが守る）という基本的な考え方を、家族、隣近所がお互いに協力し合い、地域が一体となった防災活動を行うための組織・・・これが、自主防災組織です」と説明されている。

（２） 結果

補助金の対象範囲

自主防災組織事業（活動）補助金は、補助金の額等について一部に「船橋市自主防災組織補助金交付規則」に従っていないものがあった。

第3条第2項 自主防災組織が消防局の指導を受けて消火訓練を行った場合における消火器の薬剤の詰め替え及び購入に要した費用に対する補助金（以下省略）

補助金の申請に当たっては、消防局の指導を受けたことが確認できる書類を添付することを規定しているが、書類の添付がない自主防災組織が多数みられた。この大半は船橋市総合防災訓練に参加した町会・自治会であるが、消火器薬剤の詰め替え費用の補助要件である消火器を使った消火訓練を実施していない町会・自治会も含まれていた。

申請者は町会・自治会であるが、消火器薬剤の詰め替え費用の領収書の名義は管理組合となっている申請に対して補助金が交付されているものがあった（サンプル中2件）。また、町会・自治会からの申請書類には、家庭用の消火器薬剤の詰め替え費用あるいは消火器の購入補助に充当したと判断できるものが含まれていた。

市としては、自主防災組織事業（活動）補助金は「公助」であると考えているが、消火剤の詰め替え費用及び消火器の購入費用は、「共助」（地域で解決できる問題は地域で解決する）と考えられる部分もあると考える。市の「自主防災組織未結成町会への結成しない理由のアンケート結果について」によると

- ・町会・自治会の世帯数が少ないので、あらためて結成する必要がないから
- ・結成しても、会員が活動に参加・協力してくれそうにないから
- ・結成しても意見がまとまらないから

となっており、町会・自治会が自主防災組織を結成する意義は大いにあって、これに補助することは極めて重要であるが、現在のところ成果が上がっているとは言えない。

（参考）

自主防災組織活動補助金の交付団体	227 組織
対象世帯数	98,117 世帯（交付比率 39.3%）
船橋市の世帯数	249,709 世帯
船橋市の町内会・自治会の入会率	76.1%
自主防災組織の数とその世帯数	430 組織
	149,573 世帯（組織比率 59.9%）

(3) 意見

制度の見直しの必要性

制度の仕組みとして町会・自治会は対象となるが、マンションの管理組合等は補助の対象外となっており均衡が取れていない。

マンション等の管理組合については、消防法の適用を受け防火管理者を置いていることから補助対象外としている。船橋市が作成している「自主防災組織づくりのために」には、自主防災組織として町会・自治会がふさわしいと記載されているが、防災組織を設置した多くの町会・自治会が補助金を申請しているわけではない(430組織のうち227組織)。

マンション等では、一般的に消火器の所有者は管理組合であると考えられるので、管理組合とは別組織の自主防災組織に対し管理組合が所有する消火器の詰め替え剤を補助することになり、不自然な形となっているので、規則の見直しが必要と考える。

他の補助金との統合

1団体当たりの補助金額が少額にもかかわらず、事務手数が多く煩雑である。各自主防災組織に対する補助金を自主防災組織に加入する世帯数で除した金額はわずかとなっている(自主防災組織活動補助金の交付団体227組織98,117世帯で、1世帯当たり80円)。

自主防災組織の母体は町会・自治会が中心になっていると考えられるが、その町会・自治会に対しては各種の補助金のほか交付金も交付されている。他の補助金と統合し事務処理の合理化を図ることを検討すべきである。

船橋市自主防災組織補助金の申請・交付手続

町会・自治会より計画申請(「自主防災組織事業(結成・活動)計画承認申請書」)を防災課へ提出 申請305(結成23組織、活動282組織)

防災課において船橋市自主防災組織事業計画書を承認(決裁伺書:最終決裁は室長)

決裁伺書の作成と承認に関与した職員 13名(延べ15名)

平成17年度船橋市自主防災組織事業計画承認通知書:結成23件、:活動282件

町会・自治会へ送付

町会・自治会より「船橋市自主防災組織補助金交付申請書」と証憑書類(領収証の写)、消防訓練に伴う消防職員派遣申請書を防災課へ提出

防災課において「船橋市自主防災組織補助金交付申請書」等を収受し、町会・自治会の世帯数を確認(「世帯確認書」)し、組織結成日、世帯数、領収金額を申請書に記入、交付申請額と証憑書類との照合の処理を行い、自主防災組織事業計画承認通知書と照合

決裁伺書「船橋市自主防災組織補助金交付申請について」の承認

年7回(活動補助金):10/13、10/28、1/13、1/27、3/3、3/31

防災課から町会・自治会へ「船橋市自主防災組織補助金交付可否決定通知書」により通知

町会・自治会から「船橋市自主防災組織補助金交付請求書」を防災課へ提出

防災課において請求書に基づき支出負担行為兼契約伺書を作成し承認

防災課から会計課へ振込み手続の依頼

2. 総合交通計画課

2-1. 東葉高速鉄道(株)利子補給金

(1) 概要

所 管	企画部 総合交通計画課					
補 助 金 の 名 称	東葉高速鉄道(株)利子補給金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市鉄道新線建設費利子補給金交付要綱					
予 算 費 目	款：15 総務費	項：10 総務管理費			目：35 企画費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ (その他)				
		臨時 ・ (経常)				
	(開始年度 平成11年度 終了予定年度 平成50年度)					
	補助割合	国：1/3 県：2/9 市：2/9 (八千代市2/9)				
定額補助						
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	29,413	45,334	52,791	67,923	72,807
	決算額(千円)	25,857	37,811	44,618	57,529	65,492
交 付 先	東葉高速鉄道株式会社					
補 助 金 の 目 的	東葉高速鉄道株式会社の経営を圧迫する最大の要因である鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下、「支援機構」という)への償還利息を軽減するため、同社からの支払利息の一部を猶予する措置から生じる利子について国、千葉県、船橋市、八千代市が利子補給する。					
補助対象事業の概要	<p>支援機構が東葉高速鉄道株式会社の支払利息の一部を猶予する。</p> <p>により支援機構は資金が不足するので、新たに資金を調達する必要が生じる。</p> <p>支援機構が新たに調達した資金に発生する利子について、国、千葉県、船橋市、八千代市が利子補給を行う。</p>					
受益者及びその人数	東葉高速鉄道株式会社 1社					
公 益 性	東葉高速鉄道株式会社の経営安定化により、公共交通機関としての鉄道の運行確保を図る。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	東葉高速鉄道株式会社は、日本鉄道建設公団(現・支援機構)が有利子の資金調達をして譲渡後に鉄道事業者が償還するP線方式により建設されたため、3,247億円に上る建設費の9割が借入金となり、営業利益を大幅に上回る支払利息が経営を圧迫していることから、経営の安定化のためには支払利息の軽減が必要である。					

東葉高速鉄道株式会社(以下、会社という)は、平成18年3月期において営業黒字化されているものの支払利息の負担により経常赤字を計上しており、財政状態は債務超過に陥っている。同鉄道の建設を請負った支援機構に対して鉄道施設の譲受代金を分割で支払っており、平成14年以降

60年間で完済を目指している。

再建支援策として、支援機構は会社に平成11年度から10年間にわたり利子の一部の支払を猶予することにした結果、会社は新たに利子の支払義務を負うことになった。国・千葉県・船橋市・八千代市は、この新たな利子に対し会社へ利子補給を行うものである。

(2) 意見

補助のあり方の再検討

現状では、会社が利子を支払えないために支払いを猶予して貰った結果発生した利子に対して、国・千葉県・船橋市・八千代市が利子補給をしているという異常な状況である。

この状況下では、会社が有している支援機構に対する債務の元本が減少するわけではなく、住民が負担している高い東葉高速鉄道の運賃の値下げが実現できないばかりか、将来、値上げが必要になることも心配される。

現状のスキームを根本的に見直すことが必要であり、問題を先延ばしすることなく、国と地方自治体は早急に抜本的な対策に取り組む責任があると考えます。

3. 自治振興課

3-1. 町会・自治会館設置費補助金

(1) 概要

所 管	市民生活部 自治振興課					
補 助 金 の 名 称	町会・自治会館設置費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市町会・自治会館設置費補助金交付規則					
予 算 費 目	款：15 総務費	項：10 総務管理費			目：70 自治振興費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和54年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	70,640	52,100	19,510	79,510	60,120
	決算額(千円)	72,600	45,710	21,290	79,090	59,150
交 付 先	町会・自治会等					
補 助 金 の 目 的	町会・自治会等が町会・自治会館の新築等をした場合、その費用の一部を補助することにより、住民自治の振興を図り、もって地域住民の福祉の向上に資する。					
補助対象事業の概要	町会・自治会等が町会・自治会館(30㎡以上)の新築、増築、大規模修繕、大規模の模様替え又は購入をする場合に、その費用の一部を補助する。					
受益者及びその人数	会館の新築等をした町会・自治会等、平成17年度実績16団体。					
どのような公益性があるか(具体的に)	地域活動の振興。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	町会・自治会活動の拠点となる会館の設置について補助することにより、町会・自治会の活性化につながる。					

町会あるいは自治会が自ら使用する会館を建設あるいは既に有している会館の大規模修繕を行うに際して所定の金額を限度として補助を行っている。

(2) 結果

交付要件の不備と対象範囲の明確化

町会・自治会館設置費補助金のうち補助の対象となっている16団体のうち大規模修繕を行った11団体については、「船橋市町会・自治会館設置費補助金交付規則」に交付の要件として掲げている事項を満たしていないものと判断する。

第3条 船橋市町会・自治会館設置費補助金の交付を受けることができる町会、自治会等は、次の各号の一に掲げる要件を備えたものとする。

(1号、2号及び4号省略)

(3) 大規模の修繕にあつては、会館が破損等によりその使用に当って著しく危険な状態にあると認められるとき

(5) その他市長が特に必要があると認めるものであること。

(以下省略)

大規模の修繕については、同規則第2条において定義されている。

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1及び2号省略)

(3) 新築 会館を新たに建築することをいう。

(4) 増築 既存の会館の床面積を増加することをいう。

(5) 大規模の修繕 既存の会館の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕をいう。

(6) 大規模の模様替え 購入した会館の主要構造部の1種以上について行う過半の模様替えをいう。

(7) 購入 会館としての使用に供するため、既存の建物又はその部分を取得することをいう。

町会・自治会館設置費補助金のうち大規模修繕として認められたもののなかには、会館の外部階段の塗装直し、トイレの改修、床の改修、屋根の改修などが含まれている。これらの改修については、第2条にいう主要構造部といえるかどうか疑問であり、第3条にいう「会館が破損等によりその使用に当って著しく危険な状態にあると認められるとき」に該当するとは考えられない。

これらの大規模修繕を行った11団体のうち9団体は、トイレの改修、屋根の改修、床の改修等であり、いずれも100万円以下の工事であった。工事内容から判断して上記の交付要件を満たしているとは考えられず、当該補助金の支出は適切ではないと判断する。

補助金の交付を受けた町会・自治会の決算書を検討した結果、大規模修繕の工事費を大幅に上回る次期繰越金あるいは修繕積立金を有しており、町会・自治会館設置費補助金のあり方の見直しが必要である。

また、新築においても、工事の内訳としてエアコンの工事費や浄化槽の工事費が含まれているものがあつた。これらは、建築基準単価表により積算された補助金限度額により補助額が確定されており問題はなかったが町会・自治会館の建物にかかわる付帯施設あるいは付帯設備の範囲を明確にすることが望まれる。

大規模修繕の補助金を交付した自治会において、事業活動報告により会館の修繕を実施したことは確認できるものの自治会の決算書において補助金の収入及び修繕費の支出が確認できないものがあつた。

(3) 意見

補助金の負担割合の見直し

補助の目的は、「町会・自治会館の建設費等の一部を補助することにより、住民自治の振興を図り、もって地域住民の福祉の向上に資するもの」である。

補助金の対象は、町会・自治会館を新築、増築、大規模修繕、大規模の模様替え又は購入する場合の一部補助であり、町会・自治会への支払いが対象である。自治会が設立されていない段階で設

置されるマンション等の集会所は対象とはならず、マンションの購入者が負担していると考えられる。

市の町会・自治会数は、平成 18 年 4 月 1 日現在で 782 団体（世帯数は 189,655 世帯）で、このうち町会・自治会館を所有している団体は 280 団体（町会・自治会の世帯数は不明）とされている。このなかには、マンションの管理組合が所有する集会所等は含まれていない。

これによれば、市全体の世帯数は 235,585 世帯なので、80.5%が町会・自治会に入っていることになるが、町会・自治会館を利用できない人もある程度いるものと推察される。

現状のこの補助金の補助割合は 80%とされており、補助割合がかなり高いと考えられる。

町会・自治会館建設のためには多額の費用を要するものであり、町会・自治会の活性化や災害対策のために高度な判断が必要であるとしても、マンション等は対象外であることなども考えると、受益者である住民も相応の負担をすべきである。会館設置費補助金の補助金額を世帯数で除した 1 世帯当たりの補助金をみると、1 世帯 119 千円となる案件もあるので、公平性の観点から負担割合の見直しの検討が必要であると考えられる。

3-2. 町会・自治会館維持管理費補助金

(1) 概要

所 管	市民生活部 自治振興課					
補 助 金 の 名 称	町会・自治会館維持管理費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市町会・自治会館維持管理費補助金交付規則					
予 算 費 目	款：15 総務費	項：10 総務管理費			目：70 自治振興費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
		(開始年度 昭和 5 5 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	11,914	11,942	11,730	11,330	11,150
	決算額(千円)	10,698	10,668	10,712	10,532	10,384
交 付 先	町会・自治会等					
補 助 金 の 目 的	町会・自治会等に対し、町会・自治会館の維持管理費用の負担の軽減を図り、会館の適正な管理運営に資する。					
補助対象事業の概要	町会・自治会等に対し、町会・自治会館の光熱水費等会館の維持管理に要する費用の一部を補助する。					
受益者及びその人数	会館を所有している町会・自治会等、平成 17 年度実績 244 団体。					
どのような公益性があるか(具体的に)	地域活動の振興。					
どのような有効性、経	町会・自治会活動の拠点となる会館の維持管理費について補助することに					

濟性、効率性があるか (具体的に)	より、町会・自治会の活性化につながる。
----------------------	---------------------

補助金の目的は、「町会・自治会等に対し、町会・自治会館の維持管理費用の負担の軽減を図り、会館の適正な管理運営に資するもの」とされている。

(2) 結果

補助金申請書類の不備

町会・自治会館維持管理費補助金は、補助金の申請に際して、「船橋市町会・自治会館維持管理費補助金交付規則」に申請書に添えて提出すべき書類が明記されているが、サンプルを抽出し 30 団体について調査したところ、必要な書類が添付されていない団体が少なからずあった。また、交付を受けた町会・自治会に対して決算書及び会館利用状況報告書の提出が義務付けられているが、提出していないものが見受けられた。必要な書類の入手を徹底する必要がある。

第 5 条 補助金の交付を受けようとする町会、自治会等の代表者（以下「申請者」という）は、船橋市町会・自治会館維持管理費補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 会館の維持管理に係る予算書
 - (2) 会館の維持管理及び運営に関する規約
 - (3) 会館の電気料金・ガス料金及び水道料金の領収書の写し
 - (4) 火災保険料の領収書及び保険証書の写し
 - (5) 電話料金の領収書の写し
 - (6) その他市長が必要があると認める書類
- (以下省略)

第 8 条 補助金の交付を受けた町会、自治会等の代表者は、会館の維持管理に関する決算書及び会館利用状況報告書を市長に提出しなければならない。

(3) 意見

補助金の公平性

補助の対象は会館を所有している町会・自治会であり、244 団体である。会館を所有している町会・自治会は 280 団体あるので、補助金を申請していない町会・自治会もあることになる。

町会・自治会に対しては、この町会・自治会館維持管理費補助金以外にも町会・自治会交付金として 1 世帯あたり 370 円を交付している。町会・自治会交付金を受領している 30 団体について調査したところ、町会・自治会館維持管理費補助金を申請している団体は 18 団体であったが、年会費収入以上の多額の繰越金を有している団体が大半であった。団体の年会費については 1 世帯当たりゼロのところもあれば月 600 円くらいところもあった。

町会・自治会館の利用料は、集会所の利用料を徴収していないもの、使用料収入のみで会館の維持管理費を賄っていると考えられるもの、市から集会所等を無償で貸与されているもの、管理組合が集会所を所有し維持管理費を負担していると考えられるものなどがあつた。

「船橋市町会・自治会館維持管理費補助金交付規則」では、交付の要件として「町会、自治会等

が会館を取得し、その維持管理をしていること」あるいは「町会、自治会等が会館を賃貸借契約等により借受け、その維持管理をしていること」が要件とされている。

町会・自治会の数は、782 団体であり、当該補助金の対象者（補助を受けている団体）は限定されている。会館を所有していてもマンションの集会所は補助の対象外であり、マンションの集会所の維持管理費は住民が負担する管理費から賄われている。

町会・自治会館の利用者は、当該町会・自治会の住民であることからすると、町会費、自治会費あるいは町会・自治会館の利用料を適切な水準に設定することを考慮して維持管理費を算定することが必要と考える。

「船橋市町会・自治会館維持管理費補助金交付規則」では、以下のように規定されている。

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 町会、自治会等
市内の町、丁目又は一定区域ごとに、当該区域住民により親睦を基調として自主的に結成される団体であり、かつ、世帯又は個人を単位として構成される団体であって、市政に連携するとともに、当該区域住民の福祉の向上のために奉仕する団体をいう。
(2) 会館
地域住民の利用に供するため、会議又は集会に必要な機能を備えた建物又はその部分で、その床面積の合計が 30 平方メートル以上のものをいう。
第3条 補助金の交付を受けることができる自治会は、次の各号の一に掲げる要件を備えたものとする。
(1) 町会、自治会等が会館を取得し、その維持管理をしていること。
(2) 町会、自治会等が会館を賃貸借契約等により借受け、その維持管理をしていること。

3-3. 自治会連合協議会補助金

(1) 概要

所 管	市民生活部 自治振興課					
補 助 金 の 名 称	自治会連合協議会補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市自治会連合協議会運営補助金交付要綱					
予 算 費 目	款：15 総務費	項：10 総務管理費			目：70 自治振興費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和 50 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	10,000	10,000	9,000	9,000	9,000
	決算額(千円)	10,000	10,000	9,000	9,000	9,000
交 付 先	船橋市自治会連合協議会					

補助金の目的	住民自治組織の連携の育成と住民福祉の向上に資する。
補助対象事業の概要	船橋市自治会連合協議会の運営に要する経費について、補助金を交付する。
受益者及びその人数	船橋市自治会連合協議会、1団体。
どのような公益性があるか(具体的に)	町会・自治会活動の向上。
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	町会・自治会の連携により、各町会・自治会活動の向上が図られる。

町会・自治会の上部組織として地区連絡協議会があり、その上部組織として自治会連合協議会がある。この補助金は自治会連合協議会の運営費等を補助するものである。

(2) 意見

補助金の制度の見直し

補助金の目的は、「住民自治組織の連携の育成と住民福祉の向上に資すること」とされている。補助金は、町会・自治会の地区連を束ねる自治会連合協議会に対して支出されている。自治会連合協議会は、補助金以外には町会・自治会の会費(一世帯あたり30円で187,692世帯が負担)からなり、主な支出として地区連活動助成金、会報発行費、事務管理費等がある。

補助金は一世帯あたり約50円であるが、このうち約20円は自治会連合協議会から地区連への助成金となっている。

町会・自治会活動の向上は必要であると考え、半分以上を補助金に依存している負担割合は見直しの余地があると考え。

3-4. 防犯灯維持管理費補助金

(1) 概要

所管	市民生活部 自治振興課					
補助金の名称	防犯灯維持管理費補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市防犯灯設置費等補助金交付規則					
予算費目	款：15 総務費	項：10 総務管理費			目：70 自治振興費	
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和58年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	135,020	137,260	139,795	139,807	137,404
	決算額(千円)	130,693	130,296	133,274	133,861	139,126
交付先	町会・自治会					

補助金の目的	防犯灯を維持管理する町会・自治会等に対し、補助金を交付することにより、自主防犯意識の高揚を図り、市民生活の安全に資する。
補助対象事業の概要	町会・自治会等が維持管理している防犯灯の電気料金及びランプ代について補助する。
受益者及びその人数	防犯灯を維持管理している町会・自治会等、平成17年度実績663団体。
どのような公益性があるか（具体的に）	防犯灯が設置されていることにより、犯罪を未然に防ぐとともに、通行人の安全を確保する等、地域の環境整備が図れる。
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	防犯灯を維持管理している町会・自治会等に電気料金の補助をすることにより、町会・自治会の負担の軽減が図られ、防犯灯が長期間、維持管理される。

市からの補助等により設置した防犯灯の維持管理費を町会・自治会等に対して補助するものである。

（２） 結果

交付規則の見直し

交付金額の決定は概ね規則どおり算定されていたが、30団体について調査したところ、8団体の防犯灯助成金が防犯灯の維持管理費を上回っていた。

これは、維持管理費補助金の算定が、1基について4月の電気料金に12を乗じて得た額に660円を加えた金額としたため、助成金が維持管理費を上回るようになった。

また、2団体については、管理組合が負担している電気料について補助金を交付していたが、交付規則上は助成対象外と考えられる。

（３） 意見

補助金の統合

町会・自治会に対して、自治振興課から「町会・自治会館設置費補助金」「町会・自治会館維持管理費補助金」「自治会連合協議会補助金」「防犯施設設置費補助金」「防犯灯維持管理費補助金」が交付されている。また、町会・自治会の防災組織に対しては、防災課から「自主防災組織補助金」が交付されている。

上記以外に、交付金として「町会・自治会交付金」がある。これは、「民主的な自治活動の運営に資すること」を目的としており、町会・自治会等の会員世帯を対象として、1世帯当たり年額370円が交付される。

「町会・自治会館設置費補助金」「町会・自治会館維持管理費補助金」と「防犯施設設置費補助金」を除いては、毎年ほぼ同額が町会・自治会へ補助金として支払われているが、このための事務は、相当に煩雑となっていると考えられる。町会・自治会への補助金を整理して統合し、補助金交付の事務を効率化すべきである。

4. 健康政策課

4-1. 医師会、歯科医師会及び薬剤師会補助金

(1) 概要

所管	健康部 健康政策課					
補助金の名称	医師会補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予算費目	款：25 衛生費	項：10 保健衛生費			目：10 保健衛生総務費	
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 4 3 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
補助金の推移	定額補助	2,700 千円				
	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	3,000	3,000	2,700	2,700	2,700
	決算額(千円)	3,000	3,000	2,700	2,700	2,700
交付先	社団法人船橋市医師会					
補助金の目的	医療問題に対する関心が高くなっている中で、予防接種、健康診断等各種事業を実施するにあたり、調査研究費用の一部を補助し、医療の充実を図る。					
補助対象事業の概要	研究会等委員会運営費・人件費・事務所運営費。					
受益者及びその人数	社団法人船橋市医師会 1 者。					
どのような公益性があるか(具体的に)	地域医療に係る各種問題について調査・研究活動の推進を図ることは、医療を受ける市民の健康維持・増進に資する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	本市の地域医療は医師会の協力体制の基に各種事業を実施しており、各種事業の調査研究を実施している医師会に一部補助することは、長期的な各種事業の充実につながるとともに、市民の健康増進に資する。					

所管	健康部 健康政策課					
補助金の名称	歯科医師会補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予算費目	款：25 衛生費	項：10 保健衛生費			目：10 保健衛生総務費	
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 4 3 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				

	定額補助	1,080 千円				
補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	1,200	1,200	1,080	1,080	1,080
	決算額(千円)	1,200	1,200	1,080	1,080	1,080
交付先	社団法人船橋歯科医師会					
補助金の目的	母と子の歯みがき大会、公立保育園並びに幼稚園の口腔衛生指導、小学校の歯科疾患予防事業及び1才6ヶ月児歯科検診等を実施するにあたり調査研究費用の一部を補助し、市民の口腔衛生の向上を図る。					
補助対象事業の概要	研究会等委員会運営費・人件費・事務所運営費。					
受益者及びその人数	社団法人船橋市歯科医師会 1者。					
どのような公益性があるか(具体的に)	歯科部門における予防生活の充実を図ることは、市民の健康の維持・増進に資する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	市民の虫歯予防・口腔衛生思想の啓蒙については、機会をつくり繰り返し行う必要があり、各種事業の調査研究を行っている歯科医師会に一部補助することは、長期的な歯科事業の充実につながるとともに、市民の健康増進に資する。					

所管	健康部 健康政策課					
補助金の名称	薬剤師会補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予算費目	款：25 衛生費	項：10 保健衛生費			目：10 保健衛生総務費	
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助	220 千円				
補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	250	250	220	220	220
	決算額(千円)	250	250	220	220	220
交付先	社団法人船橋薬剤師会					
補助金の目的	小学校のプールの水質検査ほか、学校薬剤師の連絡事務・広報活動等各種事業を行っている薬剤師会に対し、調査研究費用の一部を補助し、各種事業の充実強化を図る。					
補助対象事業の概要	研究会等委員会運営費・人件費・事務所運営費。					
受益者及びその人数	社団法人船橋薬剤師会 1者。					
どのような公益性があるか(具体的に)	薬事衛生事業を実施している薬剤師会に対し一部補助をし、その充実強化を図ることは、市民を薬事事故から守り、市民の健康増進に資する。					
どのような有効性、経	同じ。					

済性、効率性があるか (具体的に)	
----------------------	--

船橋市医師会、船橋歯科医師会及び船橋薬剤師会に対する運営費補助金である。

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備

個別の規則、要綱等が定められていない。

(3) 意見

補助の必要性

上記三師会への補助金は運営費補助であるが、上記三師会とも裕福な団体であり繰越金も十分保有しているので補助の必要性は薄いと考えられる。市の活動に対する貢献は理解するが、金額の算定根拠は明確でなく、財政逼迫の中では廃止すべきと考える。

5. 健康増進課

5-1. 船橋市医療公社補助金

(1) 概要

所 管	健康部 健康増進課					
補 助 金 の 名 称	船橋市医療公社補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：25 衛生費	項：10 保健衛生費			目：10 保健衛生総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成 14 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)		8,611	8,440	24,240	24,240
	決算額(千円)		8,921	8,440	23,331	23,471
交 付 先	財団法人船橋市医療公社					
補 助 金 の 目 的	公社の健全な事業運営を図るため。					
補助対象事業の概要	老人保健法・結核予防法・学校保健法等に基づく集団健診と検査事業（基本健康診査、胃部・乳房・胸部 X 線撮影、尿検査、ぎょう虫検査、血液検査、心電図検査、聴力検査）。					
受益者及びその人数						
どのような公益性があるか（具体的に）	地域住民の健康維持と増進、及び疾病の早期発見と予防に寄与する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	専門的な技術や知識を要する健診・検査業務を、公社に委託していることは、市の事務や事業運営上効率的且つ経済的である。これにより、公社の安定した事業運営は市の保健予防事業にとって必須となる。					

市と船橋市医師会が 50% ずつ出捐して設立された財団法人船橋市医療公社（以下、医療公社という）に対して、市から派遣されている職員 2 名の人件費と、医療公社が採用した 1 名の人件費を補助するものである。

医療公社は、地域住民の医療需要に対応するため、急病救急医療、老人医療等の事業を行うことによる医療体制の整備と公衆衛生の向上を図り、もって住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的として、昭和 55 年 3 月 24 日に設立された財団法人で、下記の事業を実施している。

- ・ 市からの委託による保健衛生事業
（老人保健法に基づく基本健康診査、胃部・乳房 X 線撮影、結核予防法に基づく胸部 X 線撮影を実施）
- ・ 市からの委託による学校保健法関係諸検査
（胸部 X 線撮影、尿検査、ぎょう虫検査、心電図検査、血液検査、聴力検査を実施）
- ・ 労働安全衛生法に基づく事業所健康診断事業

(各事業所から労働安全衛生法に基づく定期健康診断を受託して実施)

市と医療公社との間で、医療公社の運営の方針について覚書が取り交わされている(昭和59年2月22日)。この覚書によると、市は運営の補助及び助成、船橋市医師会は医療技術の提供を行い医療公社の運営を確保すると定められており、職員派遣とその人件費補助も当覚書に基づいて交付されている。

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。

派遣職員以外の人件費負担

医療公社には市職員が2名派遣されており、「公益法人等への職員の派遣に関する条例」に基づき人件費についての補助金が交付されているが、上記2名の職員の人件費のほかに医療公社が採用した職員の人件費も含まれている。

6. 保健予防課

6-1. 船橋市精神障害者福祉作業所運営費補助金

(1) 概要

所 管	保健所 保健予防課					
補 助 金 の 名 称	船橋市精神障害者福祉作業所運営費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市精神障害者共同作業所運営費補助金の交付に関する規則					
	千葉県精神障害者共同作業所補助金交付要綱					
予 算 費 目	款：25 衛生費	項：10 保健衛生費			目：10 保健衛生総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
	(開始年度 15 年度 終了予定年度)					
	補助割合	国： 県：50% 市：50%				
定額補助						
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)			23,620	28,020	43,618
	決算額(千円)			23,620	23,686	38,465
交 付 先	市民の通所する各作業所					
補 助 金 の 目 的	精神障害者共同作業所を設置する者に対し、運営費の一部を補助し、通所者の処遇の改善を図ることを目的とする。					
補助対象事業の概要	雇用されることが困難な在宅の精神障害者に対し、設備を提供して作業に従事させるとともに、生活指導を併せて行い、その自立を助長させる。					
受益者及びその人数	9 施設、延べ 8,102 人 (平成 17 年度実績)。					
どのような公益性があるか (具体的に)	障害があることにより働く機会を得られない人が、適切な援助を受けながら仕事への心構えを身につけ、社会参加を実現することができる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか (具体的に)	補助金の交付により作業所の安定的な運営が図られ、通所者に対しても安定したサービスの提供が期待できる。					

(2) 結果

補助金交付額の不足について

「船橋市精神障害者共同作業所運営費補助金の交付に関する規則」第4条は、支出実績より算定した補助対象実支出額が補助基準額に達しない場合は補助対象実支出額とすると定めている。

当補助金は千葉県より補助(補助率2分の1)を受けており、平成17年度は補助金申請時の補助金交付決定額を上限として千葉県より補助が行われた。

市と千葉県の交付規則が異なっており、市の交付に関する規則は補助金交付決定額を上限とする定めが無いため、本来実績報告額での精算が行われるべきであったが、千葉県の補助金額を基礎に精算を行ってしまったため、次表のように、一部の福祉作業所で補助金交付額に不足が生じていた。

なお、不足額については、平成18年度に補助金交付団体に交付されている。

(単位：円)

作業所名	(千葉県) 交付決定額(a)	実績報告額(b)	差額(b-a)
作業所 A	9,700,000	9,700,000	0
作業所 B	9,286,000	9,286,000	0
作業所 C	8,877,400	8,926,000	48,600
作業所 D	7,727,600	8,026,400	298,800
作業所 E	293,190	367,808	74,618
作業所 F	497,460	503,855	6,395
作業所 G	244,209	244,209	0
作業所 H	1,128,571	1,128,571	0
作業所 I	710,474	710,474	0

(3) 意見

補助金支給時期について

「船橋市精神障害者共同作業所運営費補助金の交付に関する規則」第10条においては、補助金支給時期を原則として補助事業が完了した後に交付すると規定している。

市内施設に対しては6月、8月、11月、2月(1団体は1月)に分割して支払われている。市長が必要と認めたときは、補助事業の完了前に交付することができる旨の規定はあるが、市からの補助金以外の収入が期待できない施設については年度内の分割交付が必須であり、規則の交付時期を改定して、実態に合致させることが必要と考える。

なお、補助金交付可否決定通知書が年度当初の平成17年4月1日付に通知されていた。補助金交付申請時は前年度決算書の添付が求められているため(同規則 第1号様式)、平成17年4月1日に補助金交付可否決定通知書を通知することは不可能であり、適切な処理となっていない。

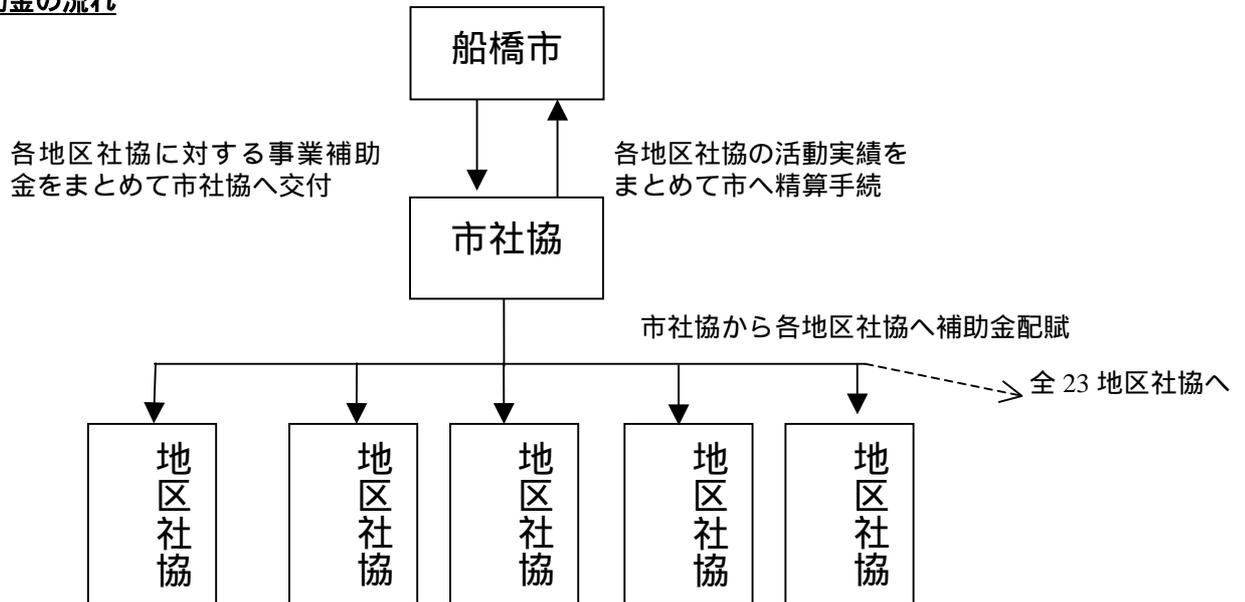
7. 地域福祉課

社会福祉協議会について

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）は、「社会福祉法」第109条に基づき船橋市内の地域福祉活動を行うことを目的に設立された法人である。市社協の支部団体として、市内23地区に地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という）が設置されており、市社協がその統括を行っている。以下に検討した各種活動促進事業補助金は、指導的役割を果たす市社協を経由して、各地区の地区社協へ交付されている。

なお、市社協に対する包括的な事業費・運営費補助は昭和27年度から開始されているが、個別事業の補助は地区社協が設置された平成12年度から開始されている。

補助金の流れ



7-1. 地区社協運営費補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 地域福祉課					
補 助 金 の 名 称	地区社協運営費補助金（社会福祉協議会活動促進事業補助金）					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費		目：10 社会福祉総務費		
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		（開始年度 平成12年度 終了予定年度 予定なし）				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
補 助 金 の 推 移	定額補助					
	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	15,456	25,427	25,364	27,875	28,566

	決算額(千円)	15,456	22,910	25,364	27,875	28,566
交 付 先	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会					
補 助 金 の 目 的	23 地区コミュニティの全てに設置され、地域福祉推進の中核的な役割を担っている地区社協の体制整備を支援することで、地域住民の手による福祉活動の基盤を強化する。					
補助対象事業の概要	地区社協の事務拠点に常勤する事務局員（パート職員）1～2 名分の人件費と通信運搬費、光熱水費等の運営費の一部を補助している。					
受益者及びその人数	全市民。					
どのような公益性があるか（具体的に）	補助対象としている地区社協は、市社協の支部として町会・自治会や民生児童委員、ボランティア等の地域住民の手により組織・運営されており、行政による福祉サービスと役割を分担しながら、地域の実情にあったきめ細やかな福祉サービスを提供していることから、十分な公益性を有しているものと考えられる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	地区社協の事業（次項ミニデイサービス以下 6 事業）は、どれも無償のボランティア（地域住民）の手による自発的な市民活動として運営されており、経済性や効率性の点からは高く評価できる。また、こうした事業の拠点となる地区社協の体制整備を支援することで円滑な事業展開を促進し、地区社協が地域におけるコーディネート役を担うことができるものと期待できる。					

船橋市内 23 地区にある各地区社協に勤務する事務局員の人件費と経費を補助するものである。

（ 2 ） 結果

補助金額の積算根拠の不備

補助金の交付事務は、補助金の算定根拠について一部確認することができなかった。

補助金の算定根拠

平成 17 年度の予算額は下記の積算により算定されている。

$$i \text{ 人件費 } 72,000 \text{ 円/人} \times 38 \text{ 名} \times 12 \text{ ヶ月} \times 80\% = 26,265,600 \text{ 円}$$

$$ii \text{ 運営費 } 100,000 \text{ 円 (通信運搬費、光熱水費等)} \times 23 \text{ 地区} = 2,300,000 \text{ 円}$$

（注） 1：72,000 円 = 900 円/時 × 4 時間/日 × 月間 20 日勤務

2：基本的には 1 地区社協に 1 名の事務局員であるが、規模に応じて 2 名配置となっている。

担当課からは、 の 80%分を補助すること及び の 1 地区 100,000 円の運営費補助を平成 12 年度に市、市社協及び地区社協との間で合意したとの説明を受けたが、文書での確認はできなかった。当補助金だけでなく、以下に記述した市社協に対する補助金の多くについては、規則、要綱等が整備されておらず、補助金に関する一般的な規則である「船橋市補助金等の交付に関する規則」に基づいて手続、交付がなされている。

担当課は、市社協への補助金は地域住民のために効果的な事業展開がなされるよう補助割合や対象経費を毎年見直しており、補助対象事業の各地区における実施状況の格差解消と市社協の地区社

協に対する責任を明確にし、その指導力を高めてもらうため、市社協と各補助金について申し合わせを行なっていることから新たに基準を設ける考えはないとの回答であった。

しかしながら、補助金を交付する場合は関係者の合意があれば良いというものではなく、透明性を高めて市民に理解し納得してもらうことは必要であり、交付目的や内容等を明確にし、交付割合など、交付の基準を明示するべきであると考えます。

7-2. ミニデイサービス事業補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 地域福祉課					
補 助 金 の 名 称	ミニデイサービス事業補助金（社会福祉協議会活動促進事業補助金）					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：10 社会福祉総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		（開始年度 平成 12 年度 終了予定年度 予定なし）				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	4,056	10,374	10,374	8,190	8,190
	決算額(千円)	2,844	6,036	7,234	8,015	7,796
交 付 先	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会					
補 助 金 の 目 的	23 地区コミュニティの全てに設置され、地域福祉推進の中核的な役割を担っている地区社協が実施する事業の継続的発展と安定化を図ることで、地域住民の手による福祉活動を推進する。					
補助対象事業の概要	介護保険の認定には至らないが、在宅で日中一人暮らしをしている虚弱高齢者の生きがいづくりと家族の介護負担軽減を目的とし、レクリエーションや会食、季節の行事等を提供するミニデイサービス事業の運営費の一部を補助している。					
受益者及びその人数	日中一人暮らしの虚弱高齢者 11,970 人（延べ数）。					
どのような公益性があるか（具体的に）	補助対象としている地区社協は、市社協の支部として町会・自治会や民生児童委員、ボランティア等の地域住民の手により組織・運営されており、行政による福祉サービスと役割を分担しながら、地域の実情にあったきめ細やかな福祉サービスを提供していることから、十分な公益性を有しているものと考えられる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	地区社協の事業（ミニデイサービス以下 6 事業）は、どれも無償のボランティア（地域住民）の手による自発的な市民活動として運営されており、経済性や効率性の点からは高く評価できる。					

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備
規則、要綱等は定められていない。

7-3. 地域福祉まつり事業補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 地域福祉課					
補 助 金 の 名 称	地域福祉まつり事業補助金(社会福祉協議会活動促進事業補助金)					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：10 社会福祉総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成 14 年度 終了予定年度 予定なし)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)		3,910	3,910	3,910	3,910
	決算額(千円)		3,060	3,570	3,910	3,910
交 付 先	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会					
補 助 金 の 目 的	23 地区コミュニティの全てに設置され、地域福祉推進の中核的な役割を担っている地区社協が実施する事業の継続的発展と安定化を図ることで、地域住民の手による福祉活動を推進する。					
補助対象事業の概要	各地区における福祉活動の集大成として、平成 14 年度より地区社協が中心となり、自治会・町会や地域の小・中学校等、様々な組織や団体が協働して、福祉講演会や介護相談、コンサートなどを「福祉まつり」として公民館等を会場に開催しており、これらのイベントにかかる運営費の一部を補助している。延べ開催日数は 30 日間。					
受益者及びその人数	一般市民 21,128 人(延べ数)。					
どのような公益性があるか(具体的に)	補助対象としている地区社協は、市社協の支部として町会・自治会や民生児童委員、ボランティア等の地域住民の手により組織・運営されており、行政による福祉サービスと役割を分担しながら、地域の実情にあったきめ細やかな福祉サービスを提供していることから、十分な公益性を有しているものと考えられる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	地区社協の事業(ミニデイサービス以下 6 事業)は、どれも無償のボランティア(地域住民)の手による自発的な市民活動として運営されており、経済性や効率性の点からは高く評価できる。					

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備
規則、要綱等は定められていない。

7-4. 地区社協広報事業補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 地域福祉課					
補 助 金 の 名 称	地区社協広報事業補助金（社会福祉協議会活動促進事業補助金）					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：10 社会福祉総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		（開始年度 平成 12 年度 終了予定年度 予定なし）				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	1,000	2,000	2,000	2,000	2,300
	決算額(千円)	1,000	2,000	2,000	2,000	2,222
交 付 先	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会					
補 助 金 の 目 的	23 地区コミュニティの全てに設置され、地域福祉推進の中核的な役割を担っている地区社協が実施する事業の継続的発展と安定化を図ることで、地域住民の手による福祉活動を推進する。					
補助対象事業の概要	地域に対する福祉情報の提供を目的とした、地区社協が発行する広報紙の印刷代や用紙代、折り込み手数料等の一部を補助している。総発行部数は、476,300 部。					
受益者及びその人数	全市民。					
どのような公益性があるか（具体的に）	補助対象としている地区社協は、市社協の支部として町会・自治会や民生児童委員、ボランティア等の地域住民の手により組織・運営されており、行政による福祉サービスと役割を分担しながら、地域の実情にあったきめ細やかな福祉サービスを提供していることから、十分な公益性を有しているものと考えられる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	地区社協の事業（ミニデイサービス以下 6 事業）は、どれも無償のボランティア（地域住民）の手による自発的な市民活動として運営されており、経済性や効率性の点からは高く評価できる。					

各地区社協が発行する広報紙の発行費用の一部を補助するもので、1 地区社協あたり上限 100,000 円の補助である。

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備
規則、要綱等は定められていない。

7-5 . ボランティア育成事業補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 地域福祉課					
補 助 金 の 名 称	ボランティア育成事業補助金 (社会福祉協議会活動促進事業補助金)					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：10 社会福祉総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成 12 年度 終了予定年度 予定なし)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	540	2,300	2,300	2,300	2,300
	決算額(千円)	352	2,000	1,795	2,090	2,066
交 付 先	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会					
補 助 金 の 目 的	23 地区コミュニティの全てに設置され、地域福祉推進の中核的な役割を担っている地区社協が実施する事業の継続的発展と安定化を図ることで、地域住民の手による福祉活動を推進する。					
補助対象事業の概要	地区社協が福祉活動の担い手を確保するため、地域住民を対象に実施するボランティア養成・啓発のための研修会や勉強会の運営費の一部を補助している。総開催数は、85 回。					
受益者及びその人数	ボランティア活動に興味・意欲のある市民 4,074 人 (延べ数) 。					
どのような公益性があるか (具体的に)	補助対象としている地区社協は、市社協の支部として町会・自治会や民生児童委員、ボランティア等の地域住民の手により組織・運営されており、行政による福祉サービスと役割を分担しながら、地域の実情にあったきめ細やかな福祉サービスを提供していることから、十分な公益性を有しているものと考えられる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか (具体的に)	地区社協の事業 (ミニデイサービス以下 6 事業) は、どれも無償のボランティア (地域住民) の手による自発的な市民活動として運営されており、経済性や効率性の点からは高く評価できる。					

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。

(3) 意見

効果の測定

ボランティアの確保を目指した研修会、勉強会を開催するものであるが、この事業によって実際にどれだけのボランティアを確保することができたのかという効果が明らかにされていない。

社会福祉活動におけるボランティアの確保、養成は重要であり、高齢化社会に向けて市民の期待は大きいと思われる。ボランティアの確保、養成がどのように成果を上げており、どのように推移しているかを明らかにしていくことは重要なことと考える。

7-6. ふれあいいきいきサロン事業補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 地域福祉課					
補 助 金 の 名 称	ふれあいいきいきサロン事業補助金(社会福祉協議会活動促進事業補助金)					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：10 社会福祉総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成12年度 終了予定年度 予定なし)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	1,300	1,552	1,400	1,500	1,700
	決算額(千円)	1,300	1,532	1,348	1,500	1,700
交 付 先	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会					
補 助 金 の 目 的	23 地区コミュニティの全てに設置され、地域福祉推進の中核的な役割を担っている地区社協が実施する事業の継続的發展と安定化を図ることで、地域住民の手による福祉活動を推進する。					
補助対象事業の概要	比較的元気でありながら、家に閉じこもりがちな高齢者等の交流の場、あるいは仲間づくりの場として、レクリエーションや茶話会の運営費の一部を補助するものである。総開催数は、360回。					
受益者及びその人数	一般高齢者等 8,271人(延べ数)。					
どのような公益性があるか(具体的に)	補助対象としている地区社協は、市社協の支部として町会・自治会や民生児童委員、ボランティア等の地域住民の手により組織・運営されており、					

	行政による福祉サービスと役割を分担しながら、地域の実情にあったきめ細やかな福祉サービスを提供していることから、十分な公益性を有しているものと考えられる。
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	地区社協の事業（ミニデイサービス以下6事業）は、どれも無償のボランティア（地域住民）の手による自発的な市民活動として運営されており、経済性や効率性の点からは高く評価できる。

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。

7-7. 子育てサロン事業補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 地域福祉課					
補 助 金 の 名 称	子育てサロン事業補助金（社会福祉協議会活動促進事業補助金）					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：10 社会福祉総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		（開始年度 平成16年度 終了予定年度）				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)				700	1,100
	決算額(千円)				682	1,100
交 付 先	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会					
補 助 金 の 目 的	23 地区コミュニティの全てに設置され、地域福祉推進の中核的な役割を担っている地区社協が実施する事業の継続的発展と安定化を図ることで、地域住民の手による福祉活動を推進する。					
補助対象事業の概要	地域の中で孤立しがちな若い母親（乳幼児の親子）がホッと一息つける場、親同士の交流の場、あるいは子育てに関する相談ができる場として、平成16年度より開始された本事業の運営費の一部を補助する。総開催数は、188回。					
受益者及びその人数	乳幼児の親子 6,005 人（延べ数）。					
どのような公益性があるか（具体的に）	補助対象としている地区社協は、市社協の支部として町会・自治会や民生児童委員、ボランティア等の地域住民の手により組織・運営されており、行政による福祉サービスと役割を分担しながら、地域の実情にあったきめ					

	細やかな福祉サービスを提供していることから、十分な公益性を有しているものと考えられる。
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	地区社協の事業（ミニデイサービス以下6事業）は、どれも無償のボランティア（地域住民）の手による自発的な市民活動として運営されており、経済性や効率性の点からは高く評価できる。

若い母親（乳幼児の母親）同士の交流の場、あるいは子育てに関する相談ができる場を提供する子育てサロン事業の運営費の一部を助成するものである。

（２） 結果

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。

7-8．地域福祉活動助成交付金

（１） 概要

所 管	福祉サービス部 地域福祉課					
補助金の名称	地域福祉活動助成交付金					
根拠法令・要綱等	船橋市地域福祉活動助成交付規則					
予算費目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：10.社会福祉総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		（開始年度 H5年度 終了予定年度）				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	決算額(千円)	5,915	3,628	2,830	2,451	2,470
交付先	市内で福祉活動を行うNPOやボランティア団体等の市民活動団体					
補助対象事業の概要	在宅福祉の普及・向上に資する事業。 健康・生きがいのづくりの増進に資する事業。 ボランティア活動の活性化に資する事業。					
受益者及びその人数	市民 延べ11,677人。					
どのような公益性があるか（具体的に）	在宅福祉としての家事援助サービスや、健康生きがいのためのミニデイサービス等、地域の特性に応じた先導的事业に対して助成金を交付することにより、市民活動の活性化が図られるほか、ボランティア講習会等に対して助成金を交付することにより、市民活動の広がりが期待できる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか	助成金を交付することにより、地域住民が福祉の担い手として主体的に取り組む活動を支援することができる。また、行政ではカバーしきれない個					

(具体的に)	別・多様なニーズについて、非営利であるNPOやボランティア団体等が担うことにより、低額かつ良質な福祉サービスを提供することができる。
--------	--

市内で福祉活動を行なうNPOやボランティア団体等に対して、その福祉活動にかかる経費を申請に基づき助成するものである。

(2) 結果

実績報告書等の遅延

「船橋市地域福祉活動助成金交付規則」は、3月31日までに実績報告することとしているが、全21事業のうち2事業は3月31日を超えて実績報告がなされていた。

制度の改正及び広報の強化

平成17年度予算においては6,000千円措置されているが、決算額は2,470千円と不用額の割合が高くなっている。この要因は、制度自体に利用しにくい点があること、一般的な広報は行っているが地域の末端まで周知されていない部分もあること、新規利用団体が伸びないことなどが考えられるとのことであった。

この助成金は、過去に実績のある事業にしか交付されないことになっており、新しい団体は対象外となる。団体側からすると新規事業の立ち上げ時ほど助成金が必要であり、新しい団体が増えないという状況が考えられる。

平成18年度からは制度を見直し、新規事業にも補助することに変更し広報にも注力するとの説明であった。

7-9. 船橋市民生児童委員協議会地区活動費補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 地域福祉課					
補 助 金 の 名 称	船橋市民生児童委員協議会地区活動費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：10 社会福祉総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度：昭和33年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助	6,748 千円				
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	7,035	7,287	6,559	6,559	6,748
	決算額(千円)	7,035	7,287	6,559	6,559	6,748
交 付 先	船橋市民生児童委員協議会					
補 助 金 の 目 的	地区民生児童委員協議会の行う研修や活動等を活性化させ、委員の資質向					

	上を図ることにより地域福祉の向上を図る。
補助対象事業の概要	民生児童委員協議会は、民生委員法に基づき自主的な活動拠点として設置された民生委員児童委員の組織団体であり、市内 23 地区の民生児童委員協議会が組織され、各地区では月 1 回の定例会を開催し、地域住民の福祉向上のため地域福祉活動を推進している。
受益者及びその人数	民生委員児童委員 714 名 及び地域住民。
どのような公益性があるか（具体的に）	地域住民への相談・情報提供活動、関係機関との連絡調整、協力活動を行う各委員の資質向上を図ることで地域住民の福祉向上へと繋がる。
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	民生委員児童委員が組織する協議会に助成することにより、組織基盤が強化し活動が円滑化する。各委員の資質向上・識見の共有化や活動の平準化が図られることで、市民の福祉の向上に効果がある。

民生委員法にもとづき自主的な活動拠点として設置された民生委員・児童委員の組織団体である民生児童委員協議会に対する補助金である。

（２） 結果

実績報告書等の遅延

「船橋市補助金等の交付に関する規則」は 3 月 31 日までに実績報告をすることとしているが、平成 18 年 5 月 29 日に実績報告書が提出されていた。

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。

8. 高齢者福祉課

8-1. (財)福祉サービス公社補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 高齢者福祉課					
補 助 金 の 名 称	(財)福祉サービス公社補助金					
根拠法令・要綱等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：10 社会福祉総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成 6 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
補 助 金 の 推 移	定額補助					
	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	100,000	104,014	93,590	137,400	127,290
	決算額(千円)	96,665	83,542	71,791	115,970	115,323
交 付 先	財団法人船橋市福祉サービス公社					
補 助 金 の 目 的	市内の高齢者、身障者等の生活の充実を図るため、多様化する市民の福祉ニーズに応え、よりきめ細やかで良質なサービスを提供している財団法人船橋市福祉サービス公社(以下、「公社」という)の運営費に対し補助金を交付する。					
補助対象事業の概要	傾聴ボランティア事業、有償サービス事業(さざんかホームヘルプサービス、身辺クリーンサービス、聴覚障害者支援事業)、相談・指導サービス、市や公社の福祉事業に関する普及啓発事業並びに公社全般にわたる総務管理等の事業運営費の補助、及び人件費等の交付。					
受益者及びその人数	財団法人船橋市福祉サービス公社 1 者。					
どのような公益性があるか(具体的に)	公社は、多様化する福祉ニーズのすべてに行政が対応することには限界があり、より専門的な福祉サービスを提供する機関が必要となってきたことから、平成 6 年に市が 100%出資して設立した財団法人である。市の施策である受託事業を担うとともに市と連携を図りながら、行政を補完する各種自主事業を実施し、一元的な福祉サービスの提供に努め、総合的な在宅福祉の拠点として活動している公社への補助金交付の公益性は高い。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	在宅福祉の充実を図るために、市と連携しながらきめ細やかなサービスを提供し、また、困難事例の対応を図り、多様化する市民の福祉ニーズに responding している公社への補助金は有効であり、また、行政を補完する機関として、福祉サービスを専門的、総合的に提供しており、市民に対する一元的なサービスの効率的な提供を可能としている。					

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備
規則、要綱等は定められていない。

実績報告書等の遅延

「船橋市補助金等の交付に関する規則」は3月31日までに実績報告をすることとしているが、平成18年5月1日に実績報告が提出されていた。

(3) 意見

実績報告のチェックの実施

実績報告書には収支決算書が添付されている。実績報告書の収受が平成18年5月1日であるのに対して、監事監査の監査報告書は平成18年5月22日であり、事業報告書の理事会の承認議決は平成18年5月23日であった。

監事監査を経て理事会の承認を得た決算書を入手し、見込決算書と確定決算書との照合は必要であると考ええる。

財団法人船橋市福祉サービス公社の財政状況

公社の会計は、一般会計と特別会計に区分されている。一般会計の収入の多くは市からの補助金収入で支出の大半は人件費である。一般会計における市からの補助金は実費精算となっている。特別会計は、収入が介護保険事業及び市からの受託事業等であり、支出はそれらの事業費である。特別会計に対しても市からの補助金が支出されているが、その補助金以上の金額が特別会計から一般会計へ繰り入れされている。

平成18年3月末現在の特別会計の正味財産は、171百万円となっており、これは財団設立後に介護保険事業等により資産が増加した結果である。一般会計では、市よりいわゆる赤字補填が行われている実態を考えると、公社の正味財産が大きく増加するのであれば補助金を削減すべきであると考ええる。

8-2. 民間老人福祉施設職員設置費補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 高齢者福祉課		
補 助 金 の 名 称	民間老人福祉施設職員設置費補助金		
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則		
	船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱		
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費	目：25 老人福祉費
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他	
		臨時 ・ 経常	

		(開始年度 平成 15 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)			37,503	35,169	32,315
	決算額(千円)			16,652	17,474	12,968
交付先	市内に設置されている養護老人ホーム及び軽費老人ホームを運営する社会福祉法人					
補助金の目的	養護老人ホーム及び軽費老人ホームの職員の待遇改善及び入所者の処遇向上を図る。					
補助対象事業の概要	養護老人ホーム及び軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、国の定める基準を上回って雇用した職員に対し、市長の定める人数の範囲内において職員設置費の補助を行う。					
受益者及びその人数	社会福祉法人 軽費老人ホーム入所者（定員 368 人）。					
どのような公益性があるか（具体的に）	事業所の安定的な運営により、入所に対する処遇の向上を図る。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	職員の待遇改善を図る。 入所者の処遇向上を図る。					

(2) 意見

実績報告書への添付書類の明記

当補助金は、市長が認定した認定職員の雇用に関する経費を補助するものである。事前の協議により認定されたものについて、年度末の実績報告で補助金精算書、支出済額内訳表の検査を経て補助金が確定される。市では、実績報告時に認定職員の実在性を確かめるため、勤務割表と給与支給一覧を添付させているが要綱では添付を求めている。

認定職員の実在性をチェックするためには、運用上の取扱いとどめず勤務割表と給与支給一覧の添付を交付要綱に明示するべきと考える。

8-3. 老人クラブ助成金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 高齢者福祉課		
補助金の名称	老人クラブ助成金		
根拠法令・要綱等	船橋市老人クラブ助成金交付規則		
	老人福祉法第 13 条第 2 項		
予算費目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費	目：25 老人福祉費
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他	

		臨時 ・ 経常 (開始年度 昭和 54 年 終了予定年度)				
	補助割合	国： 18.3% 県： 市： 81.7%				
	定額補助					
補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	26,348	26,346	24,540	24,255	23,877
	決算額(千円)	25,788	25,897	23,506	23,388	23,498
交付先	単位老人クラブ					
補助金の目的	老人クラブ活動を円滑にし、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とする。					
補助対象事業の概要	単位老人クラブが行なう、三大運動（健康活動・友愛活動・奉仕活動）をはじめとする、生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動全般。					
受益者及びその人数	単位老人クラブ 290 クラブ 会員数 16,834 人。					
どのような公益性があるか（具体的に）	地域を基盤とする高齢者が自主的に組織し、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、地域諸団体と共同した社会活動を促進する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	健康・スポーツや趣味文化活動などの生活を豊かにする活動、友愛訪問や社会奉仕・世代交流などの地域社会を豊かにする社会活動を総合的に行なえるよう老人クラブ活動の活性化を促す。					

(2) 意見

補助の必要性について

実績報告に添付される単位老人クラブの決算書をみると、助成金の額を超える次期繰越収支差額（剰余金）がでている団体がある。平成 17 年度は、290 の老人クラブのうち 162 の老人クラブで補助金額を越える次期繰越収支差額となっていることからすると、期待通りの活動が行なわれていないか、あるいは当該補助金がなくても運営が可能な老人クラブが多数存在することになる。

市は、高齢者の自主的活動の中心的存在である老人クラブの活動をより活発にすることを旨として、老人クラブの活性化に取り組んでいる。平成 17 年度に老人クラブに対しアンケートを実施してその原因の把握に努め、平成 18 年度の補助申請時に各老人クラブに検討結果を配布して事業活動を活発化するように努力している。

この状況から判断すると、運営費補助から事業補助への変更が有効と考える。

8-4. 老人クラブ連合会補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 高齢者福祉課
補助金の名称	老人クラブ連合会補助金
根拠法令・要綱等	老人福祉法 第 13 条 第 2 項

予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：25 老人福祉費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和 5 4 年 終了予定年度)				
	補助割合	国：513 千円(8.8%) 県： 市：5,337 千円(91.2%)				
	定額補助	5,850 千円				
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	6,500	6,500	5,850	5,850	5,850
	決算額(千円)	6,487	6,500	5,850	5,850	5,850
交 付 先	船橋市老人クラブ連合会					
補 助 金 の 目 的	高齢者の生きがいと健康づくり、社会活動、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努める老人クラブ連合会に補助することで、老人福祉の増進に資する。					
補助対象事業の概要	290 の老人クラブで組織されている老人クラブ連合会は、生きがいと健康づくり、社会活動、保健福祉活動等を行っており、その運営費を補助する。					
受益者及びその人数	290 クラブ 16,834 人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	高齢者生きがい対策が図られ、老人福祉の増進に寄与する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	老人クラブ活動(健康づくり、社会奉仕、友愛、文化、交通安全等)の活性化が図られる。					

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。

8-5 . 老人クラブ活動の支援事業に係る補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 高齢者福祉課					
補 助 金 の 名 称	老人クラブ活動の支援事業に係る補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	老人福祉法第 13 条第 2 項					
	老人クラブ活動の支援事業に係る補助に関する要綱					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：25 老人福祉費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				

	定額補助					
補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	8,940	8,940	8,422	8,451	8,291
	決算額(千円)	5,864	5,914	6,039	5,606	5,258
交付先	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会					
補助金の目的	老人クラブが、会員の研修・視察・レクリエーション・親睦などを目的に旅行を行う場合に、その費用の一部を補助することによりクラブ活動を円滑にし、もって老人福祉の増進に資することを目的としている。					
補助対象事業の概要	老人クラブが会員の研修・視察・レクリエーション・親睦などの活動を行う際に観光バスを借り上げる費用について、船橋市社会福祉協議会が補助を行っている支援事業に対し市が補助を行う。					
受益者及びその人数	補助老人クラブ数 67 団体 利用人数 1,939 人。					
どのような公益性があるか（具体的に）	地域を基盤とした高齢者の自主的組織である老人クラブは、同時に地域の社会奉仕団体でもある。このような老人クラブにおける会員相互の親睦及び教養の向上のための活動を支援することにより、公益的団体としての老人クラブの活性化が図れる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	老人クラブの会員の親睦及び趣味・教養の向上のために行う活動を支援することにより、高齢者が地域でいきいきと暮らすことができ、もって高齢者の生きがいづくり、介護予防に寄与することができる。					

（２） 意見

補助金の統合

老人クラブに対しては、「老人クラブ助成金」に加えて、当該補助金が船橋市社会福祉協議会を通じて支出されている。補助老人クラブ数は 67 団体で、老人クラブ助成金の対象となっている老人クラブ数（290 団体）の約 30%である。

手続の簡略化のため、「老人クラブ助成金」と統合することは可能であると考えられる。

9. 障害福祉課

9-1. 船橋市知的障害者地域生活援助事業運営費補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 障害福祉課					
補 助 金 の 名 称	船橋市知的障害者地域生活援助事業運営費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市知的障害者生活援助事業運営費補助金交付要綱					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：15 障害者福祉費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ (運営補助) ・ その他				
		臨時 ・ (経常)				
		(開始年度 15年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)			927	1,218	1,023
	決算額(千円)			952	1,101	1,381
交 付 先	知的障害者グループホームの運営主体の社会福祉法人、民法法人、NPO 法人					
補 助 金 の 目 的	知的障害者地域生活援助費と知的障害者生活ホーム運営事業補助金の補助基準額との差額を補助し、グループホームの運営を補助する。					
補助対象事業の概要	知的障害者が地域で生活する場を確保するため、生活ホーム運営事業との均衡を図る。					
受益者及びその人数	8施設 対象者11人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	大規模な集団生活にはなじまない、或いは小規模な単位での生活が本人にとってより安定した生活が期待される障害者に、地域での生活の場を提供する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	知的障害者が生活する場を確保することにより、地域での自立を促すことが期待される。					

(2) 結果

補助金添付書類の取扱

「船橋市知的障害者生活援助事業運営費補助金交付要綱」は、実績報告書の添付資料として歳入歳出決算書(第9条)の提出を求めている。

実績報告書及びその添付書類を確認したところ、4団体が歳入歳出決算見込書を添付していた。実績報告書提出期限に間に合わないため見込のものを添付しているとのことであるが、確定後の決算書は入手していない。また、2団体は歳入歳出決算書が歳入歳出予算書とまったく同額となっていた。

9-2. 心身障害者援護施設運営費補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 障害福祉課					
補 助 金 の 名 称	心身障害者援護施設運営費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市社会福祉施設運営費補助金の交付に関する規則					
	船橋市心身障害者援護施設職員待遇改善事業補助金交付要綱					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：15 障害者福祉費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
	(開始年度 平成 4 年 終了予定年度)					
	補助割合	国： 県： 市：100%				
定額補助						
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	48,136	51,621	106,652	115,941	122,724
	決算額(千円)	47,711	49,214	107,313	104,754	106,535
交 付 先	心身障害者援護施設					
補 助 金 の 目 的	社会福祉施設を設置している社会福祉法人に対し、予算の範囲内において社会福祉施設運営費補助金を交付することにより、福祉の増進に資すること。					
補助対象事業の概要	心身障害者に対して、心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切な支援を提供することによって心身障害者の自立と社会経済活動への参加を促進し、心身障害者の福祉の増進を図ること。					
受益者及びその人数	市内9施設 入所者・通所者約 500 人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	社会福祉施設の運営・整備に要する費用の一部を補助することで、入所者等の処遇の改善を図ることができる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	補助金の交付により施設の安定的な運営が図られ、入所者等に対しても安定したサービスの提供が期待できる。					

(2) 意見

職員待遇改善事業補助金交付時期について

職員待遇改善事業補助金は、「船橋市心身障害者援護施設職員待遇改善事業補助金交付要綱」第9条で補助金実績報告書を提出し補助金額が確定した後に交付請求を行い支給されると定めている。ただし、第10条では、市長が特に必要と認める場合は補助金を概算払で交付することが可能であり、概算払を受けようとする施設は船橋市社会福祉施設運営費補助金概算払請求書(第7号様式)を提出すると定めている。

平成17年度は、すべての施設より船橋市社会福祉施設運営費補助金概算払請求書が提出され3月10日に概算払がなされている。施設全般の資金繰りの関係から要綱記載の補助金交付時期が不

都合であるならば、補助金交付時期についての要綱の見直しを行うことが必要である。

職員待遇改善事業補助金実績報告時の添付資料について

「船橋市中心身障害者援護施設職員待遇改善事業補助金交付要綱」第7条は、事業が完了した後20日以内に実績報告書を提出すると規定している。実績報告書の様式は定められており、補助金精算書、事業費算出内訳書、添付書類として施設の歳入歳出決算(見込)書抄本及び認定書の写しの添付が求められている。

実績報告書の添付書類を確認したところ、1団体は事業活動収支内訳表、1団体は資金収支決算見込書、その他の団体は施設全体の収支計算書ではなく補助対象の人員費に係わる収入と支出を記載した職員待遇改善事業歳入歳出決算(見込)書が添付されており、各団体で対応がわかれていた。実績報告は、最終的には確定値での報告を行うべきものであり、歳入歳出決算「見込」を最終の添付資料とするのは適当でないとする。

また、施設全体の状況を確認するための添付資料であれば、補助対象の人員費に絞った歳入歳出決算(見込)書抄本は、内容的には事業費算出内訳書と同じ内容を示すものであり、補助対象の人員費の裏づけを行うための添付資料であれば、給与台帳等の人員費の支払い関連資料を添付するのが適当と考える。

船橋市社会福祉施設運営費補助金添付資料について

「船橋市社会福祉施設運営費補助金の交付に関する規則」第4号様式は、実績報告書の添付資料として収支決算書を規定している。実績報告書の添付書類を確認したところ、資金収支計算書のみを添付している団体と事業活動収支計算書等を含めて添付している団体とに分かれていた。

法人及び施設の経営状態の確認を行う添付書類であれば、事業活動収支計算書等を含む計算書類が必要であるとする。法人及び施設の経営状態は、補助金水準の妥当性を検討する際の重要な判断材料になるものであり、規則第4号様式においても収支決算書の範囲を明確にし、法人及び施設の経営状態の把握に努める必要があると考える。

9-3. 心身障害者福祉作業所運営費補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 障害福祉課					
補 助 金 の 名 称	心身障害者福祉作業所運営費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市中心身障害者福祉作業所運営費補助金の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費			目：15 障害者福祉費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
	(開始年度 平成4年度 終了予定年度)					
	補助割合	国： 県： 市：100%				
定額補助						
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度

	当初予算額(千円)	143,155	158,631	142,451	153,874	169,847
	決算額(千円)	141,919	154,553	135,195	146,187	164,490
交付先	心身障害者福祉作業所					
補助金の目的	心身障害者福祉作業所を設置する社会福祉法人、団体及び個人に対し、運営費等の一部を補助し、通所者の処遇の改善を図る。					
補助対象事業の概要	15歳以上の在宅の知的障害者及び身体障害者であって、雇用されることが困難な者に対し、設備を提供して仕事を与るとともに、生活指導を併せて行い、その自立を助長させる。					
受益者及びその人数	市内外 21 作業所 通所者数 約 230 人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	身体障害や知的障害を理由に働く機会を得られない人が、適切な援助を受けながら社会参加を実現することができる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	補助金の交付により作業所の安定的な運営が図られ、通所者に対しても安定したサービスの提供が期待できる。					

通所者数等に応じて補助基礎額(事務事業費・賃料・施設整備費)を算定し、実際の支出額を超えない範囲で補助を行っている。

(2) 意見

補助金支給時期について

「船橋市中心身障害者福祉作業所運営費補助金の交付に関する規則」第 11 条においては、補助金支給時期を原則として補助事業が完了した後に交付すると規定している。

実際の交付は、全ての作業所に対し 5 月と 12 月にそれぞれ 5 分の 2 の金額、4 月において精算分を含め残りの金額が交付されていた。

市長が必要と認めたときは、補助事業の完了前に交付することができる旨の規定はあるが、市からの補助金以外の収入が期待できない施設については、年度内の分割交付が必須であり、規則の交付時期を改定して、実態に合致させることが必要と考える。

9-4. 障害者小規模通所授産施設運営費補助金

(1) 概要

所管	福祉サービス部 障害福祉課		
補助金の名称	障害者小規模通所授産施設運営費補助金		
根拠法令・要綱等	船橋市障害者小規模通所授産施設運営費補助金の交付に関する規則		
予算費目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費	目：15 障害福祉費
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他	
		臨時 ・ 経常	
		(開始年度 平成 14 年 終了予定年度)	
	補助割合	国：50%	県： 市：50%

	定額補助					
補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)		14,420	14,420	28,840	26,580
	決算額(千円)		14,420	14,420	25,237	26,220
交付先	心身障害者小規模通所授産施設					
補助金の目的	障害者小規模通所授産施設を設置する社会福祉法人に対し、運営費等の一部を補助し、通所者の処遇の改善を図る。					
補助対象事業の概要	15歳以上の知的障害者、身体障害者又は精神障害者であって、一般企業に雇用されることが困難な者が、自立生活するための作業や訓練を行う。					
受益者及びその人数	施設 2ヶ所 通所者数 31名。					
どのような公益性があるか(具体的に)	障害を理由に働く機会を得られない人が、適切な援助を受けながら社会参加を実現することができる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	補助金の交付により作業所の安定的な運営が図られ、通所者に対しても安定したサービスの提供が期待できる。					

(2) 意見

補助金支給時期について

「船橋市障害者小規模通所授産施設運営費補助金の交付に関する規則」第10条においては、補助金支給時期を原則として補助事業が完了した後に交付すると規定している。

実際の交付は、全ての作業所に対し5月と12月にそれぞれ5分の2の金額、4月において精算分を含め残りの金額が交付されていた。

市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる旨の規定はあるが、市からの補助金以外の収入が期待できない施設については、年度内の分割交付が必須であり、規則の交付時期を改定して、実態に合致させることが必要と考える。

9-5. 障害者福祉団体補助金

(1) 概要

所 管	福祉サービス部 障害福祉課		
補助金の名称	障害者福祉団体補助金		
根拠法令・要綱等	船橋市補助金等の交付に関する規則		
予算費目	款：20 民生費	項：10 社会福祉費	目：15 障害福祉費
補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他		
	臨時 ・ 経常		
	(開始年度 終了予定年度)		
補助割合	国：	県：	市：100%
定額補助			

補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	2,170	2,170	1,940	1,940	1,940
	決算額(千円)	2,170	2,170	1,940	1,940	1,940
交付先	船橋市内障害者福祉団体					
補助金の目的	市内の障害者福祉団体に対し、運営費等の一部を補助し、障害者の福祉の増進に資することを目的とする。					
補助対象事業の概要	心身障害者児や保護者によって組織されており、主たる活動が船橋市である団体が、障害福祉に関する研修会、会報発行などの広報、啓発事業等を行う。					
受益者及びその人数	社会福祉団体 5 団体 会員数約 1,450 人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	障害者同士や障害者の家族同士が、お互いの情報交換や福祉向上のための各種事業を実施することで、障害に関する社会的関心を高め、障害者の社会参加を実現することができる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	補助金の交付により、各団体が継続的、安定的に事業を実施することができる。					

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。

10. 保育課

10-1. 簡易保育所通園児補助金

(1) 概要

所 管	子育て支援部 保育課					
補 助 金 の 名 称	簡易保育所通園児補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市簡易保育所通園児補助金交付要綱					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：15 児童福祉費			目：10 児童福祉総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和 52 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	24,330	24,246	29,973	33,010	44,562
	決算額(千円)	27,577	26,322	32,504	39,266	49,685
交 付 先	簡易保育所に通園している保護者					
補 助 金 の 目 的	簡易保育所に通園している幼児及び乳児の保護者に対して、簡易保育所通園児補助金を交付することにより、保護者の保育料負担の軽減を図り、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。					
補助対象事業の概要	児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定による設置届出対象施設に通園させている保護者への補助交付。					
受益者及びその人数	年間延べ人数 約 2,850 人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	簡易保育所は、保育需要の増加に伴う待機児童や就労形態の多様化により認可保育所では対応できない児童の受け皿としての補完的役割を持つことから、本事業を交付することにより認可保育所の施設整備等の経費を抑制する効果がある(保育所の増設・開所時間等の延長等)。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	認可保育所の所得税額による保育料と比べ、高額で定額料金を負担している保護者に対し、補助金を助成することで保育料負担の公平性を図ることができる。					

市の就学前児童数は、32,476 人で横ばい傾向にあるが、就労人口の増加に伴い保育需要は増加している。過去 5 年間で 770 名の定員増を行ったが保育需要に追いついていない状況にある。認可保育所の待機児童数は、平成 18 年 4 月 1 日現在で 259 名となっている。これが、年度末になると 550 人程度になる見込みと予想されている。

市における簡易保育所の保育料は認可保育所の保育料と比べ高額となることから、簡易保育所に通園している幼児及び乳児の保護者に対して、負担している保育料の 2 分の 1 (月額上限 3 歳未満児 22,000 円、3 歳以上児 4,300 円) の補助を行い、保育料負担の軽減を図っている。

(2) 結果

入園料の取扱

「船橋市簡易保育所通園児補助金交付要綱」第4条において、補助金の額を「保護者が負担している保育料月額に0.5を乗じて得た額とする」と規定している。簡易保育所通園児補助金交付申請書及びその添付書類の一部を抽出して確認したところ、補助金支給額に入園料を含むものが見受けられた。入園料は当該施設に入園するための費用であり、月次の保育料とは性格が異なること、また「一日3時間以上かつ1ヶ月のうち15日以上保育に欠ける」という交付要件が整う前より簡易保育所に入園している者との公平を欠くため、入園料は補助金対象とすべきではないと考える。補助対象にするのであれば交付要項で入園料を含むことを明示すべきであると考え。

(3) 意見

3歳未満児と3歳以上児の補助金額のバランス

簡易保育所通園児補助金は、補助金額の上限が3歳未満児 月額22,000円、3歳以上児 月額4,300円とされており、3歳未満児と3歳以上児の補助金上限の差は約5倍となっている。簡易保育所の保育料は一律でないため一概には言えないが、比較的通園児の多い簡易保育所の保育料体系(表1)は、3歳未満児と3歳以上児の保育料の格差は2倍未満となっている。

表1 簡易保育所の月ぎめ保育料

園 年齢	簡易保育所 A	簡易保育所 B	簡易保育所 C
1歳未満	53,000円	53,500円	月130時間 47,250円
1歳	51,000円	47,500円	月208時間 63,000円
2歳	50,000円	47,500円	月260時間 70,350円
3歳	39,220円	47,500円	月312時間 75,600円
4歳以上	34,000円	37,500円	乳児加算 1,050円/時間
入会金	20,000円	10,000円	10,500円

注1 平成18年7月の保育課の調査資料より通園児の多い園を抜粋

2 簡易保育所 A は120時間までの場合の保育料を記載

近隣市における同様な補助金の交付状況は、表2のとおりである。待機児童数等が異なる自治体それぞれの事情があるため補助水準は各市まちまちではあるが、特に船橋市における3歳以上児に対する補助金上限は、近隣市より低い水準にあるといえる。

表2 近隣市における補助金の交付状況(平成18年度)

区分	船橋市	千葉市	市川市	鎌ヶ谷市	柏市	浦安市
3歳未満	22,000円	44,000円	19,400円	2歳未満:	2歳以下	17,000円
3歳以上	4,300円	14,000円	10,200円	8,000円	17,000円	9,000円
				2歳以上:	27,000円	
				5,000円	34,000円	
					所得基準	

注1 保育課調査資料より一部抜粋

保育料の保護者負担を軽減するという観点からは、3歳未満児と3歳以上児の補助金額の上限金額の格差は5倍にも上っており、3歳以上児についての補助金額の上限金額を引き上げる方向での見直しが必要であると考えます。

10-2. 保育所運営費補助金

(1) 概要

所 管	子育て支援部 保育課					
補 助 金 の 名 称	保育所運営費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市私立保育所運営費補助金交付規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：15 児童福祉費			目：30 児童福祉総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
	(開始年度 昭和54年度(規則制定) 終了予定年度)					
	補助割合	(国庫補助関係) 国：1/3 県： 市：2/3 (規則別表第1 11,12,14) (市単補助関係) 国： 県： 市：10/10 (規則別表第1 上記以外)				
定額補助	一部につき有り(規則別表第1参照)					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	673,048	718,170	787,925	902,957	893,439
	決算額(千円)	694,677	726,302	798,004	821,954	873,501
交 付 先	私立保育所					
補 助 金 の 目 的	私立保育所に対し補助金を交付することにより、私立保育所の費用負担の軽減を図り、もって児童福祉を増進する。					
補助対象事業の概要	保育所運営全般。					
受益者及びその人数	24 保育所 平成 17 年度 延べ入所児童数 36,093 人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	補助金を交付することにより、私立保育所がより多くの職員を雇用することが可能となり、また、多様な保育サービスを実施することが可能となるため、よりよい保育を受けることが可能となる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	補助金を交付することにより、私立保育所がより多くの職員を雇用することや、多様な保育サービスを実施することが可能となる。					

(2) 結果

市長が必要と認めた運営管理に要する費用について

平成16年度4月開設の2園に対し、市長が必要と認めた運営管理に要する費用(「船橋市私立

保育所運営費補助金交付規則」別表第 1 の 4) としてそれぞれに 6,400 千円の補助金が交付されている。

当該補助金の交付理由は、平成 15 年度の中核市移行に伴い、移行前後で公的補助金の金額が各園とも約 30 百万円程度減額となったことから、当初計画では想定しない施設整備にかかわる負担増が生じており、保育園の安定的な運営のために運営費補助が必要であるとされている（交付限度額は累計で補助金が減額となった金額まで）。平成 17 年度における補助金額の算定方法は、平成 17 年度における当該 2 保育所の予算書の支出が収入を超える部分を算定し支出するものとされた。

平成 17 年度の補助金交付申請書に添付されている平成 17 年度収支予算書では、A 保育園は 2,000 千円、B 保育園は 1,582 千円の予備費が計上されていた。支出が収入を超える部分を算定するのであれば、予備費部分については算定の対象とすべきではないと考える。

補助金実績報告書提出時期の規定について

「船橋市私立保育所運営費補助金交付規則」第 8 条において、補助金の交付を受けた設置者は、交付を受けた日から 1 ヶ月以内に船橋市私立保育所運営費補助金実績報告書（第 4 号様式）により市長に報告しなければならないと規定されている。

補助金のうち「船橋市私立保育所運営費補助金交付規則」別表第 2 の 4 . 施設の運営管理に要する費用においては、4、5、6 月分の補助金申請期限は 4 月 15 日というように、実施期間の初めに補助金を申請することが規定されており、1 ヶ月以内に確定値の実績報告を行うことは不可能である。実際の事務処理は、実績値の報告を 3 ヶ月後の次回の補助金申請時に合わせて行っている。

規則別表第 2 に掲げられている「施設の運営管理に要する費用」を除く補助金については期間終了後に補助金申請を行うよう規定されているため、規則第 8 条の規定に反する事態とはなっていない。

実績報告の時期は、実態に即して行なえるように交付規則を見直すことが必要と考える。

(3) 意見

補助金交付申請書作成について

「船橋市私立保育所運営費補助金交付規則」第 5 条においては、補助金申請者は、船橋市私立保育所運営費補助金交付申請書（第 1 号様式）により市長に申請しなければならないと規定されている。

交付申請書の一部を抽出して確認した結果、書類は整備されていたが、その記載は所管課においてワープロで行われており、各法人は補助金交付申請書に押印するのみであった。補助団体の事務処理能力の問題はあるが、補助金交付申請書はできるだけ補助金を申請する側が作成した上で申請を行うよう努力を求めたい。

補助金交付水準について

補助金交付を受けている 24 保育所の平成 17 年度決算における当期活動収支差額をみると、すべての園において収支差額はプラスになっており、そのうち 10 保育所は当期活動収支差額が 10 百万円以上であり、前期繰越活動収支差額を加えた次期繰越活動収支差額でみると 13 保育所が 20 百万円以上となっている。

近年の保育需要の増加に伴い、ほとんどの保育所が定員に近い入所児童数が確保されており、保育園運営費のある程度は、利用料収入・運営費収入によってまかなえる状況に改善していると考えられる。規則別表1の項目の中には、保育需要が比較的低い時期に金額が設定されたものもあるので、近年の待機児童が増加していることを考えると保育需要増加を考慮して補助水準の見直しを行う余地があるものとする。

10-3. 一時保育事業費補助金

(1) 概要

所 管	子育て支援部 保育課					
補 助 金 の 名 称	一時保育事業費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市私立保育所運営費補助金交付規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：15 児童福祉費			目：30 保育所費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成10年 終了予定年度)				
	補助割合	国：1/3 県： 市：2/3				
	定額補助	1 保育所当たり 4,580 千円 利用児童 1 人当たり 1,600 円				
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	51,323	51,213	57,104	80,851	67,620
	決算額(千円)	32,266	32,315	40,791	60,252	65,166
交 付 先	私立保育所					
補 助 金 の 目 的	一時保育を実施する私立保育所に対し補助金を交付することにより、私立保育所の費用負担を軽減する。					
補助対象事業の概要	保護者の就労形態の多様化に伴う一時保育及び保護者の傷病等による緊急時の一時保育、また、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するための一時保育に対応する。					
受益者及びその人数	9 保育所 平成 17 年度 延べ利用児童数 14,966 人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	補助金を交付することにより、一時保育に関する保育士の確保、一時保育用品等を購入しやすくし、よりよい一時保育を受けることが可能となる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	補助金を交付することにより、一時保育に関する保育士を確保でき、それにより可能な限り多くの一時保育利用児童を受け入れることが可能となる。					

(2) 意見

補助金交付申請書類の不備

「船橋市私立保育所運営費補助金交付規則」別表第3において、一時保育事業にかかる補助金申請時に一時保育事業実施状況報告書を添付書類として提出することを求めている。

一時保育事業実施状況報告書を閲覧したところ、一時保育利用児童数の集計ミス、鉛筆での記入、押印もれが発見された。一時保育利用児童数の集計ミスについては所管課により訂正されているため、補助金支給額に影響は出ていない。

船橋市私立保育所運営費補助金交付申請書と同様、補助金交付申請書の記載は所管課において行われており、各法人は補助金交付申請書に押印するのみであった。補助団体の事務処理能力の問題はあるが、補助金交付申請書はできるだけ補助金を申請する側が作成した上で申請を行うよう努力を求めたい。

10-4. 船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金

(1) 概要

所 管	子育て支援部 保育課					
補 助 金 の 名 称	船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：20 民生費	項：15 児童福祉費			目：30 保育所費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成 4 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	3,000	3,000	3,000	8,370	8,370
	決算額(千円)	2,394	2,394	2,394	7,764	8,370
交 付 先	社会福祉法人					
補 助 金 の 目 的	船橋市が社会福祉法人に対して社会福祉施設整備事業借入れ元金を補助することにより、福祉の増進に資することを目的とする。					
補助対象事業の概要	社会福祉法人が社会福祉施設を整備するために独立行政法人福祉医療機構から借入れた資金。					
受益者及びその人数	要保育児童 6,834 人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	社会福祉法人に対して借入金の償還への補助を行うことで、社会福祉施設整備の促進に寄与する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	社会福祉法人の借入金償還の負担を軽減し、待機児童の解消を図る等福祉ニーズへの柔軟な対応を図る。					

待機児童の解消を図るため、社会福祉法人が社会福祉施設を整備するために独立行政法人福祉医療機構から借入れた借入金償還額全額の補助を行っている(平成14年度以前の借入は2分の1を千葉県が補助)。

(2) 意見

補助金交付水準について

「船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金の交付に関する規則」第5条において、補助金の金額を年度中に償還する元金の総額(限度 6,500 千円)と規定している。平成 17 年度の当該補助金の補助対象先は 3 園であり、保育所運営費補助金にも記載のとおり当期活動収支差額は 3 園ともプラスとなっている。近年の保育需要増加を考慮して補助水準の見直しを行う余地があるものとする。

<100 万円以下の補助金>

10-5 . 保育園協議会補助金 (平成 17 年度補助金 990 千円)

補助金支給範囲の明確化 (意見)

補助金交付申請書において、職員の資質向上の目的で私立保育所職員の研修事業等に必要な経費総額 7,430 千円のうち予算限度である 990 千円の予算申請が行われている。平成 17 年度の収支予算書を見ると、所要経費総額 7,430 千円のうち 4,600 千円については大会費 (トロフィー、賞状、記念品等) であり、私立保育所の健全育成及び職員の資質向上のために各種研修の実施に要する経費の一部を補助するという趣旨に合致しているとはいえない。

当該補助金は、「船橋市補助金等の交付に関する規則」によるもので交付要項等はなく、どのような内容の研修費をどの程度の割合で補助を行うか等の詳細は明示されていない。私立保育所の職員も市の行う保育職員研修に参加することも可能である。保育園協議会への研修費補助は、交付補助要綱等を制定して交付内容を明示したうえで実施する必要があると考える。

10-6 . 船橋市保育所父母会事業費補助金 (平成 17 年度補助金 405 千円)

補助金支給の必要性について (意見)

当該補助金は、27 公立保育所のうち父母会組織のある 25 保育所の父母会に対し、情操教育事業費の 3 分の 1 を補助 (補助金限度額 30 千円) するものである (私立保育所には父母会組織はないために補助は行われていない)。

保育園定員をもとに児童一人当たりの補助金額を算出すると、少ない園で約 50 円多い園で約 290 円となっている。児童一人当たりへの補助金額という観点からは一人当たりへの補助額は少額である。

実施報告書により実施内容を見ると移動動物園・人形劇・音楽鑑賞となっており、必ずしも一部の保育園児に対し市の補助を行う必然性は無いのではないかと考える。

11. クリーン推進課

11-1. 環境公社補助金

(1) 概要

所 管	環境部 クリーン推進課					
補 助 金 の 名 称	環境公社補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律					
	公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び施行規則					
予 算 費 目	款：25 衛生費	項：15 清掃費			目：10 清掃総務費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
	(開始年度 13年度 終了予定年度)					
	補助割合	国： 県： 市：100%				
定額補助						
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	3,600	16,000	16,040	52,240	52,240
	決算額(千円)	3,537	14,279	15,609	49,880	50,882
交 付 先	財団法人船橋市環境公社					
補 助 金 の 目 的	財団法人船橋市環境公社派遣職員等の給与を、公益法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定により補助する。					
補助対象事業の概要	財団法人船橋市環境公社派遣職員等の人件費補助。					
受益者及びその人数	6名(事務局長1名、派遣職員5名)。					
どのような公益性があるか(具体的に)	本課の業務を受託する他に、ごみ問題から見た自然や環境についての体験学習やフリーマーケット等を開催するなど、ごみ減量についての啓発活動等を行うことは、本市の施策を推進する上で有効である。					

市が100%出捐した財団法人船橋市環境公社(以下、「環境公社」という)に対する補助金で、派遣されている市職員及び公社職員に対する人件費補助である。

環境公社は、清掃事業の能率的運営を推進することにより、市民の衛生的な生活環境を保全することを目的として昭和49年11月1日に設立され、下記の事業を実施している財団法人である。

- ・再生販売等事業
粗大ごみとして出された家具や廃棄処分される自転車等を再生販売等
- ・再生センター運営管理事業
市からの委託で、廃棄処分となる家具や自転車等を修理再生し同施設において常設展示販売
- ・粗大ごみ収集電話受付事業
市からの委託で市民からの粗大ごみ収集申込電話受付や問い合わせに対応
- ・ペットボトル収集運搬事業
市からの委託でペットボトルの収集運搬業務

・リサイクルセンター運営管理事業

市からの委託で、ビン、缶、ペットボトルなどの資源ごみの計量及び収集用袋の管理などの運営管理業務

・リユース品回収事業

家庭で不要となったもので粗大ごみとして処分するにはもったいない物品を引き取り点検修理し展示販売

・啓発事業

ごみ処理、環境問題、リユース・リサイクルなどの3R活動等の啓発活動

(2) 結果

派遣職員以外の人件費負担

補助金の中に市からの派遣職員の人件費だけでなく、環境公社が採用した事務局長の人件費も含まれていた。

(3) 意見

環境公社の存在意義

環境公社の総人員数は平成17年度で、役員6名、職員6名、臨時職員29名の合計41名である。役員6名は全て市の役職員(部長クラス、理事長は助役)が兼務、職員6名の内、5名は市からの派遣職員、臨時職員の内、11名は市職員OBである。環境公社の事業内容は、ほとんどが市からの受託事業であり、自主事業は、粗大ごみとして搬出された家具や放置自転車等の再生販売を手掛ける再生販売等事業とごみ減量、リサイクルに関する啓発事業である。現状の人員構成を見ると、環境公社の事業のあり方を検討し、更なる効率化を検討する余地はあると考える。

11-2. 有価物回収助成金

(1) 概要

所 管	環境部 クリーン推進課					
補 助 金 の 名 称	有価物回収助成金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市有価物回収助成金交付要領					
予 算 費 目	款：25 衛生費	項：15 清掃費			目：15 塵芥収集費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	161,850	161,850	161,850	155,550	139,150
	決算額(千円)	161,200	153,849	148,520	153,720	137,897

交 付 先	船橋市有価物回収協同組合
補 助 金 の 目 的	市の有価物回収を行う回収業者に対し、回収費用の一部を助成することにより、経営基盤の安定を図り、回収体制を維持し一般廃棄物の減量を促進する。
補助対象事業の概要	本市の古紙等の有価物回収は、回収業者の組合である「船橋市有価物回収組合」が、週1回地区別にステーション回収で実施しており、古紙等の再生資源価格の低落により売上金額が下がり回収経費が充足されない場合、回収必要経費から売上金額を差し引いた額を助成する。
受益者及びその人数	船橋市有価物回収協同組合員 42人。
どのような公益性があるか（具体的に）	ごみの減量に大きく寄与し、回収業務体制の維持・安定を図っている。

市の有価物（古紙等）の回収業者に対する補助金で、業者を取りまとめている船橋市有価物回収協同組合に対し交付している。

（２）意見

補助金交付の妥当性について

「船橋市有価物回収助成金交付要領」は、助成金の目的として「古紙等の再生資源の価格暴落時に助成金を交付する」としている。上記助成金の過去5年間の推移を見ると、交付額は漸減しているものの毎年多額（1億円以上）の助成金が交付されている。

昨今の古紙の取状況を考えると、「暴落」とは考えにくいと思われる。

担当課は、市が実施するごみ処理事業と位置付けして組合の有価物回収事業を助成・支援している。「回収業務で必要経費が得られない現状」を交付の条件と解釈しており、「古紙価格が高くなって回収業者が必要経費を賄える安定した状況であれば助成の必要は無い」との認識である。

交付要領の目的等と齟齬があるので、交付要領を実態に合わせたものに見直す必要があると考える。

12. 商工振興課

12-1. 特定退職者共済掛金補助金

(1) 概要

所 管	経済部 商工振興課					
補 助 金 の 名 称	特定退職金共済掛金補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市特定退職金共済掛金補助金交付規則					
予 算 費 目	款：30 労働費	項：10 労働諸費			目：10 労働諸費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
		(開始年度 平成 5 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	4,000	3,500	3,000	5,700	4,989
	決算額(千円)	2,240	2,367	3,622	5,522	4,641
交 付 先	財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターが行う「特定退職金共済制度」に加入し、共済掛金を支払った事業主					
補 助 金 の 目 的	市が設立した財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターが行う「特定退職金共済制度」に加入した事業主に対し、この補助金を交付することにより事業主の費用負担の軽減を図り従業員の雇用の安定に資する。					
補助対象事業の概要	個人事業主が、所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体(財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター)と退職金共済契約を締結し、加入事業主にかわって特定退職金共済団体から被共済者(加入者)に直接退職金の給付を行う事業。					
受益者及びその人数	71 事業所、378 人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	事業主の費用負担の軽減を図り従業員の雇用の安定に資する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	事業主の費用負担の軽減を図り従業員の雇用の安定に資する。					

事業主が支払った掛金の3分の1を加入月から24ヶ月間補助するものである。この補助金を交付することにより事業主の費用負担の軽減を図り従業員の雇用の安定に資するとされている。

(2) 意見

申請手続の明確化

補助金は、「船橋市特定退職金共済掛金補助金交付規則」に基づき交付されているが、補助金

交付申請書にはこれを証明する書類の提出は義務付けられていない。証憑書類の提出を交付規則に明記することが必要と考える。

12-2 . 雇用促進奨励金

(1) 概要

所 管	経済部 商工振興課					
補 助 金 の 名 称	雇用促進奨励金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市雇用促進奨励金交付規則					
予 算 費 目	款：30 労働費	項：10 労働諸費			目：10 労働諸費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
	(開始年度 昭和 5 6 年度 終了予定年度)					
	補助割合	国： 県：49.4% 市：50.6%				
定額補助	15.5 千円 / 月					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	26,350
	決算額(千円)	22,847	20,584	25,281	24,909	23,498
交 付 先	公共職業安定所の斡旋により、市内に居住する高年齢者又は心身障害者を雇用する事業主 労働協約又は就業規則等により、定年年齢 60 歳以上と定めている事業所で、定年後も継続して雇用する事業主					
補 助 金 の 目 的	市内に居住する高年齢者 (55 歳以上 65 歳未満) 又は心身障害者を雇用した事業主に対し、奨励金を交付することにより、高年齢者又は心身障害者の雇用を容易にし、もって福祉の増進に資する。					
補助対象事業の概要	市内に居住する高年齢者 (55 歳以上 65 歳未満) 又は心身障害者を雇用した事業主に対し、雇用した翌月から 1 年間奨励金を交付する。					
受益者及びその人数	145 事業所、281 人。					
どのような公益性があるか (具体的に)	高年齢者又は心身障害者の雇用情勢は、一般常用労働者に比べ厳しい状況であり奨励金を交付し雇用の促進を図る。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか (具体的に)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、事業主は 65 歳までの雇用確保措置を段階的に講ずることが義務化された。本事業を実施することにより事業主への支援と雇用の促進を図る。					

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、事業主は 65 歳までの雇用確保措置を段階的に講ずることが義務化された。本事業を実施することにより事業主への支援と雇用の促進を図る。1 人につき月額 15,500 円を 12 ヶ月にわたり交付している。

同様の補助制度は国の制度としてあるが、国の制度との重複は認められている。

(2) 意見

中途退職の調査

所管課の調査では、平成13年度から平成16年度の雇用促進奨励金の交付者は延べ1,593名、実人数は875名であったが、支給中途の退職者が331名(実人数)となっていた。補助金支給対象の4割弱が途中で退職していることからすると、補助の目的が十分達成されているかどうかが問題となる。大量退職の時代を迎えるにあたり、支給途中の退職理由を調査し、退職原因を分析するなどして、有効な施策になるように改善を図る必要があると考える。

12-3. 勤労者福祉協会補助金

(1) 概要

所 管	経済部 商工振興課					
補 助 金 の 名 称	勤労者福祉協会補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：30 労働費	項：10 労働諸費			目：10 労働諸費	
分 類	補助の性質	事業補助・運営補助・その他				
		臨時・経常				
		(開始年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	2,200	2,200	1,980	1,980	1,980
	決算額(千円)	2,200	2,200	1,980	1,980	1,980
交 付 先	船橋地区勤労者福祉協会					
補 助 金 の 目 的	船橋地区勤労者福祉協会は、共同互助の精神に基づき、会員の生活の文化的・経済的改善・向上を図ることを目的とした団体であり、協会が開催する労働組合相互の交流及び勤労者相互の交流を目的とした文化・体育行事等に対し補助金を交付することにより、勤労者の福祉事業を推進することを目的としている。					
補助対象事業の概要	労働組合相互の交流及び勤労者相互の交流を目的として開催される文化・体育行事等に対し補助金を交付する。					
受益者及びその人数	67 組合、18,106 人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	労働組合相互の交流及び勤労者相互の交流を目的として開催される文化・体育行事等に対し補助金を交付することにより、勤労者の福祉事業を推進することを目的としている。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	労働組合相互の交流及び勤労者相互の交流を目的として開催される野球、ソフトボール等のスポーツ大会、囲碁・将棋大会、研修会等に対し補助金を交付することにより勤労者の福祉事業を推進する。					

労働組合相互の交流及び勤労者相互の交流を目的として開催される野球、ソフトボール等のスポーツ大会、囲碁・将棋大会、研修会等に対し補助金を交付することにより勤労者の福祉事業を推進している。

受益者は、18千人が対象とされているが、事業に参加している人数は延べ701名(美術展の出展数を含む)であり、受益者は特定化している。

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備
規則、要綱等は定められていない。

(3) 意見

公益性が不十分

補助金は、勤労者の福祉事業を推進することを目的としているが、その対象は67組合、18,106人であり、船橋市の就労者183,203人(市勢要覧2005)からみて対象者は非常に限定されている。

補助金の対象となっている勤労者福祉協会が開催する事業への参加者は701名であり、限定されている。収入の5割は補助金が占めており、支出の内容は会場費補助のほか野球大会やゴルフ大会となっている。研修費は組合役員の出張幹事研修会の費用である。支出のほとんどがレクリエーションの費用であり、本来受益者が負担すべきものと考えられる。十分な公益性があるとはいえないので廃止を検討すべきであると考えられる。

12-4.(財)中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金

(1) 概要

所 管	経済部 商工振興課					
補 助 金 の 名 称	(財)中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：30 労働費	甲：10 労働諸費			目：10 労働諸費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成4年度 終了予定年度)				
	補助割合	国：11% 県： 市：89%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	44,308	55,705	56,495	94,995	94,645
	決算額(千円)	42,486	48,595	52,088	87,193	88,680
交 付 先	財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター					
補 助 金 の 目 的	市内中小企業勤労者に対する福祉事業を実施する財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの管理運営費と事業費の一部について補助を					

	行う。
補助対象事業の概要	市内の中小企業勤労者に対し、融資あっせん事業、健康管理事業、老後生活の安定のための講座の開催、自己啓発、余暇活動を支援する事業、中小企業に対する労働時間短縮促進事業など総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。
受益者及びその人数	335 社、2,767 人。
どのような公益性があるか（具体的に）	市内の中小企業勤労者に対する総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	サービスセンターが安価な会費で事業主に代わり勤労者に対し、総合的な福利厚生事業を行うことにより、人材の確保と雇用の安定、中小企業の福祉の増進を図るとともに中小企業の振興に寄与する。

財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下、「サービスセンター」という）は、船橋市が出捐して平成 4 年に設立された財団法人であり、船橋市内の中小企業に働く勤労者の福祉の増進を図り、活気ある職場づくりと中小企業の振興に寄与することを目的としている。

事業の目的としている中小企業勤労者総合福祉推進事業は、「労働者災害補償保険法」（昭和 22 年法律 50 号）及び「雇用保険法」（昭和 49 年法律第 116 号）の規定に基づく労働福祉事業及び雇用福祉事業に係る中小企業福祉事業費補助金の交付により実施されるものである。

サービスセンターの事業費は、原則として会費収入や参加負担金を充てているが、健康維持増進、情報提供事業費及び労働時間短縮事業費が国庫補助対象事業であることから、健康維持増進費（定期健康診断助成金を除く）の 50%、情報提供事業費及び労働時間短縮事業費の 100% を市の補助対象としている。そのほかに、管理費の不足額と市から出向している職員の人件費も市が補助している。

（ 2 ） 結果

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。

（ 3 ） 意見

事業の見直し

補助金額を受益者の数で除して一人当たりの補助金を算出すると、約 32 千円となっており相当の額と史料される。会費収入は補助金収入の 20% 相当に過ぎない。事業収入の大半（事業収入の 72%）は、市から業務を受託している勤労市民センターの利用料収入である。

サービスセンターにおける支出で大きなものは一般管理費で、一般会計の事業費 125,702 千円のうち、78,417 千円となっている。その大部分は人件費であることを考えると、人件費補助の性格が強いものと判断される。

本来の補助目的にあげられている中小企業福祉事業費である健康維持増進事業、労働時間短縮促進事業情報提供事業の事業費の合計は 10,000 千円以下である。

人件費の圧縮、事業の見直しを行い、会費収入及び参加負担金によってある程度は事業費を賄え

るようにサービスセンターの事業の適正化を目指すべきである。

サービスセンターは共済事業を行っているが、将来の給付に備えるための債務である責任準備金が十分に足りているかどうかを確認できなかったが、外部の専門家による検証が必要と考える。

12-5 . 商業環境施設整備事業費補助金

(1) 概要

所 管	経済部 商工振興課					
補 助 金 の 名 称	商業環境施設整備事業補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市商店街街路灯等設置及び維持管理費補助金交付規則					
	千葉県地域と共に生きる商店街支援事業補助金交付要綱					
予 算 費 目	款：40 商工費	項：10 商工費			目：15 商工業振興費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和 46 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県：50% 市：50%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	9,200	10,300	0	0	4,348
	決算額(千円)	9,200	10,300	463	0	3,603
交 付 先	商店街振興組合、事業協同組合、商店街団体、商工会議所					
補 助 金 の 目 的	商店街が行う商店街施設（街路灯等）の設置事業に対し、その経費の一部を補助し商店街の環境整備を図ると共に、明るい魅力ある商店街環境をつくり、商店街の販売促進と消費者利便を図ることを目的とする。					
補助対象事業の概要	商店環境街施設である街路灯、アーケード、案内板、掲示板、駐車場等を設置する事業の経費の一部を補助する。					
受益者及びその人数	市内商店会、市民。					
どのような公益性があるか（具体的に）	商店街区の夜間の安全確保や安心して買物ができ、利便が図れる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	商店街が行う街路灯、アーケード、駐車場整備等を実施することにより、市民が夜間でも安全に快適に買物ができる環境となり、商店のお客や通行人の往来が増えることで、商店街の販売促進に繋がる。					

(2) 結果

申請の書式

商業環境施設整備事業補助金は、概ね規則及び要綱に定められた手続にしたがって交付されているが、商店街街路灯の撤去については、交付規則に定められた様式によらず、商業環境施設変更申請書によっている。

12-6. 商業環境施設維持管理費補助金

(1) 概要

所 管	経済部 商工振興課					
補 助 金 の 名 称	商業環境施設維持管理費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市商店街街路灯等設置及び維持管理費補助金交付規則					
	船橋市商店街街路灯塗装補修費補助金交付要綱					
予 算 費 目	款：40 商工費	項：10 商工費			目：15 商工業振興費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和 53 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	14,198	18,084	16,977	16,827	16,793
	決算額(千円)	13,522	14,816	13,711	13,331	15,225
交 付 先	商店街振興組合、事業協同組合、商店街団体					
補 助 金 の 目 的	街路灯の維持管理経費の一部を補助し、商店街の振興と市民の利便を図ることを目的とする。					
補助対象事業の概要	街路灯の電気代、電球代及び修繕費の経費の一部に補助。					
受益者及びその人数	市内商店会、市民。					
どのような公益性があるか(具体的に)	街路灯の維持管理費を補助することで、商店街を活性化して市民の利便に寄与する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	街路灯の維持管理費を補助することで、夜間でも市民が安全かつ快適に買物ができ、商店のお客や通行人の往来が増えることで、商店街の販売促進に繋がる。					

(2) 結果

申請書類の不備

商業環境施設整備事業補助金は、概ね規則及び要綱に定められた手続にしたがって交付されているが、交付規則に定められた添付書類を提出していない団体があった。

(3) 意見

補助対象外の経費負担のあり方

年間電気料等の2分の1が基準額の低い方を交付することになっているが、実績額が基準額を上回る団体は49団体のうち15団体である。この中には実績額が基準額を2倍以上上回っているものもあるが、実績額が基準額を下回っている団体では基準額の3分の2から4分の3程度となってい

る。

商店街を通行する住民の安全等のために地下道の電気代を負担している場合もあれば、街灯ではないイルミネーションや広告看板あるいは監視システムの電気代が含まれている場合もある。補助対象外の設備の電気料等の負担のあり方については、実態を把握して負担のあり方を検討する必要があると考える。

12-7. 商工会議所補助金

(1) 概要

所 管	経済部 商工振興課					
補 助 金 の 名 称	商工会議所補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等						
予 算 費 目	款：40 商工費	項：10 商工費			目：15 商工業振興費	
分 類	補助の性質	事業補助・運営補助・その他				
		臨時・経常				
		(開始年度 昭和25年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	5,000	4,500	4,500	4,500	4,500
	決算額(千円)	5,000	4,500	4,500	4,500	4,500
交 付 先	船橋商工会議所					
補 助 金 の 目 的	地域産業の総合的な発展・改善を図る商工会議所の事業費の一部に助成することで、市内産業の振興を図る。					
補助対象事業の概要	商工振興費事業費（部会事業費、商業活性化事業費、産業教育事業費、労務対策事業費、法律相談事業費、大型店対応処理費、その他商工振興に関する事業費、調査広報費、情報化推進費）。 福祉事業費（優良社員表彰事業、健康診断事業、福祉増進事業）。					
受益者及びその人数	商工業事業者等。					
どのような公益性があるか（具体的に）	地域における中小企業経営の振興と安定化を図り、地域経済の健全な発展に寄与する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	商工会議所の事業費の一部を補助することにより、市内商工業の経営の安定化と振興が図られ、地域経済の発展につながる。					

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。補助金の算定方法及び精算方法は定められておらず、予算の

範囲内で補助を行っている。

12-8. 商店会連合会補助金

(1) 概要

所 管	経済部 商工振興課					
補 助 金 の 名 称	商店会連合会補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等						
予 算 費 目	款：40 商工費	項：10 商工費			目：15 商工業振興費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和 45 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	8,000	8,000	7,200	7,200	7,200
	決算額(千円)	8,000	8,000	7,200	7,200	7,200
交 付 先	船橋市商店会連合会					
補 助 金 の 目 的	地域商店会の連合である商店会連合会の活動を助成することで、商店会の振興を図る。					
補助対象事業の概要	組織強化対策費、商店街振興対策費、空き店舗対策事業費、にぎわい対策事業費、販売促進費、情報交換会等開催費、広報情報提供費、共済事業。					
受益者及びその人数	商業事業者等。					
どのような公益性があるか(具体的に)	地域商店会の組織強化や販売促進が図られるとともに、地域商業の振興、発展に寄与することができる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	商店会の組織強化や販売促進等につながり、商店会の基盤強化、安定、地域商業の振興が図られる。					

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。

12-9. 工業活性化事業費補助金

(1) 概要

所 管	経済部 商工振興課
補 助 金 の 名 称	工業活性化事業費補助金

根拠法令・要綱等						
予算費目	款：40 商工費	項：10 商工費	目：15 商工業振興費			
分類	補助の性質	事業補助・運営補助・その他				
		臨時	経常			
		(開始年度 昭和 63 年 終了予定年度)				
	補助割合	国：	県：	市：100%		
	定額補助					
補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	2,000	2,000	2,000	2,000	1,800
	決算額(千円)	2,000	2,000	2,000	2,000	1,800
交付先	船橋商工会議所					
補助金の目的	船橋商工会議所が、工業の活性化と地域経済の振興を目的として実施する、工業活性化事業に補助することにより、市内工業の活性化を図るとともに、情報交換の場を提供し、地域経済の振興に寄与することを目的とする。					
補助対象事業の概要	商工会議所が実施する 異業種交流事業 講習会事業 技術改善指導事業。					
受益者及びその人数	異業種交流事業について「異業種交流会プラザ 2001（会員 15 社）」講習会事業について 2 回開催（42 名、60 名） 技術改善指導事業について 10 企業。					
どのような公益性があるか（具体的に）	異業種交流事業では、新製品・新技術の開発を促進し、また、講習会及び技術改善指導事業では、中小企業の経営基盤の強化を図り、もって、地域経済の振興に寄与することができる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	商工会議所工業部会は、400 社を超える会員を擁しているが、これらの企業がこの工業活性化事業の対象となる。様々の業種を含み、また、経営基盤の強化が必要な企業も多く、本事業の 3 態様は有効である。					

商工会議所工業部会は、400 社を超える会員を擁しており、工業活性化事業はこれらの企業を対象としている。経営基盤の強化が必要な企業も多く、本事業の 3 態様（異業種交流事業 講習会事業 技術改善指導事業）は効果をあげている。

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。

12-10. 新製品・新技術開発促進事業費補助金

(1) 概要

所管	経済部 商工振興課
補助金の名称	新製品・新技術開発促進事業費補助金

根拠法令・要綱等	新製品・新技術開発促進事業費補助金交付要綱					
予算費目	款：40 商工費	項：10 商工費	目：15 商工業振興費			
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成 5 年 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000
	決算額(千円)	0	0	1,000	0	1,000
交付先	市内で事業活動を営む中小企業者で構成された団体又は中小企業者のグループ(以下、「中小企業者等」という)					
補助金の目的	中小企業者等が独自の新製品又は新技術を開発し、その新規性又は波及効果が期待できるものに対して助成することにより、地域工業の振興を図ることを目的とする。					
補助対象事業の概要	中小企業者等が独自の新製品又は新技術を開発し、その新規性又は波及効果が期待できるもの。					
受益者及びその人数						
どのような公益性があるか(具体的に)	新規性又は波及効果が期待できる新製品・新技術の開発に対して助成することにより、地域工業の振興を図ることが可能となる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	補助の対象である新製品・新技術が十分、新規性又は波及効果があれば、地域経済の活性化に有効である。					

平成 17 年度は、船橋市の事業会社内に設立された団体が開発した振動歯ブラシ研究開発事業に対する補助であった。所管課は、補助の対象である新製品・新技術の開発は、地域経済の活性化に有効であると考えている。補助額は、事業費の 3 分の 2 以内で、予算の範囲内とされており、補助対象経費 2,500 千円のうち 1,000 千円の補助を行ったものである。

(2) 意見

効果が不明

新製品又は新技術を市が評価することは難しい部分がある。この予算規模で新しい技術開発を支援して成果をあげることを目指すより別の支援を考えるほうが効果的と思われるので、廃止を含めて検討すべきであると考えている。

12-11 . 国際規格認証取得事業補助金

(1) 概要

所管	経済部 商工振興課
----	-----------

補助金の名称	国際規格認証取得事業補助金					
根拠法令・要綱等	国際規格認証取得事業補助金交付要綱					
予算費目	款：40 商工費	項：10 商工費			目：15 商工業振興費	
分類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成 9 年 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	5,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	決算額(千円)	3,380	8,404	5,960	4,765	3,500
交付先	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有するもの					
補助金の目的	ISO9000 及び 14000 シリーズの認証取得事業を支援することにより、経営基盤の強化及び確固とした品質管理並びに環境に配慮した経営体制をもった中小企業者の創出を目的とする。					
補助対象事業の概要	ISO9000 及び 14000 シリーズの認証取得の推進事業。					
受益者及びその人数						
どのような公益性があるか(具体的に)	ISO9000 及び 14000 シリーズの認証を取得する中小企業者が輩出することにより、地域工業の活性化が促進される。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	補助金は、50 万円まで支給可能であることから、ISO9000 及び 14000 シリーズの認証取得への動機づけとして有効である。					

取引に当たっては、国際規格認証を取得していることが条件とされることがある。ISO9000 は品質管理であり、ISO14000 は環境の認証である。会社自らが単独で認証取得の作業を進める場合もあるが、多くの場合は外部のコンサルタントを利用して認証を取得している。外部コンサルタントを使用した場合は、認証取得に多大な費用を要するため、経営基盤の脆弱な中小企業に対し、取得経費の一部を支援することにより、品質管理体制と環境に配慮した経営体制を持った中小企業の創出に貢献している。

所管課は、補助金交付によって、ISO9000 及び 14000 シリーズの認証取得の動機づけとして有効であると考えている。認証の取得により中小企業の取引が円滑になり、地域工業の活性化につながると考えている。

(2) 意見

効果が不明

国際規格認証は、最初に取得した後さらに審査を受けて更新していくものであるが、どの程度継続しているかを把握することは難しい。国際規格認証は普及期を過ぎており、規格認証の継続は更新費用負担の問題もある。交付額が減少傾向にあることは最近のそのような実態を示していると思

われるので、中小企業のニーズを確認し、廃止を含めて検討すべきと考える。

12-12．中小企業融資利子補給金

(1) 概要

所 管	経済部 商工振興課					
補 助 金 の 名 称	中小企業融資利子補給金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市中小企業融資資金利子補給規則					
予 算 費 目	款：40 商工費	項：10 商工費			目：15 商工業振興費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
	(開始年度 平成 3 年度 終了予定年度)					
	補助割合	国： 県： 市： 100%				
定額補助						
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	126,475	113,389	105,074	104,009	99,698
	決算額(千円)	102,545	87,277	77,003	86,179	92,324
交 付 先	船橋市中小企業融資規則等に基づき資金の融資を受けた中小企業者					
補 助 金 の 目 的	市内の中小企業者が経営の安定化のために、市中小企業融資制度等を借り受けた場合、利子補給を行い市内中小企業の振興を図る。					
補助対象事業の概要	船橋市中小企業融資規則等に基づき、資金の融資を受けた中小企業者に対し、市が当該融資を受けた資金の利子の一部を補給することにより企業の金利負担の軽減を図り、もって企業経営の安定化に資する。					
受益者及びその人数	1,703 件					
どのような公益性があるか(具体的に)	市内中小企業者の経営基盤の強化、経営の安定に資することによって企業の発展による税収としての歳入増加を図る。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	中小企業者が経済情勢の変動及び環境の変化等に対応し経営に要する資金を融資し、もって中小企業の振興を図り活力ある地域経済社会を構築する。					

補助金は、資本金等が一定金額以下の中小企業等に対して、「船橋市中小企業融資規則」等に基づく融資を受けた中小企業に対し、市が当該融資を受けた資金の利子の一部を補給することにより、中小企業者の金利負担の軽減を図り、もって中小企業の振興に資することを目的としている。

「船橋市中小企業融資規則」は、中小企業信用保険法、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律及び千葉県信用保証協会の信用保証に基づき、中小企業者に対して事業資金、設備近代化資金、経営安定化特別資金、開業育成資金等の資金を融資することにより中小企業の振興を図り、活力ある地域経済社会を構築することを目的とし定められている。

(2) 意見

制度の見直しの必要性

この補助金は、件数 1,703 件に対して補助金 92,324 千円であり、1 件当たりは 54 千円と小額である。平成 17 年度の補助金の最低補助金額は 27 円であり、最高補助金額は、598 千円であった。補助金を受けている中小企業者は、「船橋市中小企業融資規則」に基づく融資を受けており、この融資利率は、市中金利に比べて低利になっていると考えられる。このうえ、利子補給があることから相当低金利により資金調達できることになる。

中小企業者に対する融資制度は国の仕組みであるが、利子補給金は市独自の制度である。中小企業融資の利子補給金が企業の金利負担を軽減させることに間違いはないが、その資金が経営基盤の強化、経営の安定に資するかどうかの問題である。

広く薄く支援する方式は、公平であっても実質的な効果をあげるのは難しいと思われる。一定の審査を行い、範囲を限定して効果のある補助になるような工夫が必要と考える。今のような低金利が続くのであれば、廃止を含めて検討するべきであると考ええる。

12-13 . 中小企業融資信用保証料補給金

(1) 概要

所 管	経済部 商工振興課					
補 助 金 の 名 称	中小企業融資信用保証料補給金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市中小企業融資保証料補給要綱					
予 算 費 目	款：40 商工費	項：10 商工費			目：15 商工業振興費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
		(開始年度 終了予定年度)				
	補助割合	国：	県：	市：	100%	
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	83,073	84,442	83,762	80,033	82,902
	決算額(千円)	74,230	72,520	72,030	73,600	77,386
交 付 先	市内に事業所を有し、融資規則第 2 条に規定する各資金の融資を受け、保証協会に保証料を支払っている中小企業者					
補 助 金 の 目 的	融資を受けた中小企業者に対し、信用保証協会に支払った保証料を市が全額補給することで、市内中小企業の振興を図る。					
補助対象事業の概要	船橋市中小企業融資規則に基づき融資を受け、千葉県信用保証協会の定める信用保証料を支払っている中小企業者に対してその保証料を補給することにより、費用負担の軽減を図り企業経営の安定に資する。					
受益者及びその人数	1,644 件					
どのような公益性があるか(具体的に)	市内の中小企業者の経営基盤の強化、経営の安定に資することによって企業の発展による税収としての歳入増加につながる。					

どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	中小企業者が経済情勢の変動及び環境の変化等に対応し経営に要する資金を融資し、金利及び費用負担の軽減を図り、もって中小企業の振興を図り活力ある地域経済社会を構築する。
----------------------------	--

補助金は、資本金等が一定金額以下の中小企業等に対して、「船橋市中小企業融資規則」等に基づき融資を受け、千葉県信用保証協会の定める信用保証料を支払っている中小企業者に対し、その保証料の一部を補給することにより、金利負担の軽減を図り企業経営の安定に資することを目的としている。

(2) 意見

制度の見直しの必要性

この補助金は、件数 1,644 件に対して補助金 77,386 千円であり、1 件当たりは 47 千円と少額である。平成 17 年度の最低補助金額は、1,237 円であり、最高補助金額は、241 千円であった。

低金利時代における支援のあり方を改めて検討する必要があると考える。

12-14 . 海浜公園管理運営費補助金

(1) 概要

所 管	経済部 商工振興課					
補 助 金 の 名 称	海浜公園管理運営費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等						
予 算 費 目	款：40 商工費	項：10 商工費			目：20 観光費	
分 類	補助の性質	事業補助・運営補助・その他				
		臨時・経常				
		(開始年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	78,000	62,915	55,960	78,260	75,811
	決算額(千円)	60,000	59,419	55,013	77,242	73,100
交 付 先	財団法人船橋市公園協会					
補 助 金 の 目 的	ふなばし三番瀬海浜公園（以下、「海浜公園」という）の施設管理運営にあたって生じる財団法人船橋市公園協会（以下、「公園協会」という）の財源不足の補填。					
補助対象事業の概要	公園事業（プール、庭球場、野球場、遊戯施設、駐車場管理）、イベント開催事業、売店等事業及び施設維持管理費。					
受益者及びその人数	海浜公園利用者 229,000 人。					
どのような公益性があるか（具体的に）	多くの市民に安全で快適な施設の提供及び各種事業及びイベント等を通じて、海辺のレジャーを提供することにより市民の心身の健全な発達及び健					

	康の増進に寄与する。
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	公園内のレジャープールなどの各種スポーツ施設を提供することで、来訪者の増加による経済効果が期待できる。

補助金の目的は、海浜公園の施設管理運営にあたって生じる公園協会の財源不足の補填である。

なお、海浜公園に関しては、平成 18 年度より指定管理者制度を採用しており、公園協会が指定管理者になったので、当該補助金は平成 17 年度で終了している。

（２） 結果

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。

（３） 意見

指定管理者の評価検討

公益性として、「多くの市民に安全で快適な施設の提供及び各種事業及びイベントを通じて、海辺のレジャーを提供することにより市民の心身の健全な発達及び健康の増進に寄与する」ということがあげられている。

公園協会は、海浜公園の管理運営以外にもアンデルセン公園等の管理運営を受託している。これらの収支不足額を補助金として拠出しており、補助金 73,100 千円のうち派遣職員人件費補助は 31,258 千円である。

公園協会は、平成 18 年度からは指定管理者として海浜公園等の管理運営を行っているが、市からの人材に依存している状況を見る限り市からの独立した組織とは言うものの、実態は以前とそれほど変わっていないのではないかと感じられた。指定管理者の制度となって市の負担は減少しているが、指定管理者として更なる効果が期待できる団体かどうかの検討が必要と考える。

12-15 . 海浜公園来場者輸送対策費

（１） 概要

所 管	経済部 商工振興課		
補 助 金 の 名 称	海浜公園来場者輸送対策費		
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	京成電鉄株式会社とのふなばし三番瀬海浜公園へのバス輸送に関する協定書		
予 算 費 目	款：40 商工費	項：10 商工費	目：20 観光費
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他	
		臨時 ・ 経常	
	(開始年度 終了予定年度)		
	補助割合	国：	県：
定額補助			

補助金の推移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	9,000	9,000	8,000	8,000	8,000
	決算額(千円)	7,582	9,000	8,000	8,000	6,992
交付先	京成電鉄株式会社					
補助金の目的	通年型施設のふなばし三番瀬海浜公園（以下、「海浜公園」という）に路線バスを延長運行させるため、延長運行の補てんを図り、利用者の利便に供することを目的とする。					
補助対象事業の概要	海浜公園に京成バス路線（臨港線）延長運行による営業損失が生じたとき、予算の範囲内で補助金を交付する。 運行状況 平日 25 便 土曜・休日 29 便。					
受益者及びその人数	沿線従業員（清掃工場、清美公社職員、埠頭関係従業員）。 海浜公園利用者 229,000 人。					
どのような公益性があるか（具体的に）	本施設は、市川市との行政境に位置する海岸の埋立地に位置し、交通の便が悪く、路線バス（京成バス「臨海線」）又は、車での来場と手段が限られるため、多くの利用者の利便に欠くことのできない足となっている。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	船橋市海浜公園を管理運営するにあたり、施設利用収益の面及び利用者の利便性。					

海浜公園は最寄り駅から離れており、利用するにはバスか自家用車が必要である。利用者の利便性を確保するため、従来は京成船橋駅から西浦町まで運行されていた路線バスを海浜公園まで延長運行することになって、施設利用収益の面及び利用者の利便性を考慮し補助金を交付している。補助金額の算定方法は、収支計算書を基に協議を行い、予算の範囲内で補助金額を確定している。

（２） 結果

個別の交付規則等の未整備
規則、要綱等は定められていない。

13. 農水産課

13-1. 経営体育成支援リース事業補助金

(1) 概要

所 管	経済部 農水産課					
補 助 金 の 名 称	経営体育成支援リース事業補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	経営体育成支援リース事業補助金交付要綱					
	船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱					
予 算 費 目	款：35 農林水産業費	項：10 農業費	目：20 農業振興費			
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成 5 年度 終了年度 平成 17 年度)				
	補助割合	国：		県：48%		市：52%
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	22,178	22,150	21,493	21,000	15,000
	決算額(千円)	22,178	18,862	20,799	21,000	15,509
交 付 先	西船橋農業協同組合					
補 助 金 の 目 的	園芸生産の向上を図るため、農協のリース事業による温室等の園芸施設化を積極的に推進し経営の安定を図る。					
補 助 対 象 事 業 の 概 要	地域で意欲的な農業経営改善に取り組む生産出荷組合等に対し、農協が施設等を貸付ける場合に補助する。					
受益者及びその人数	西船橋農業協同組合（組合員4名）。					
どのような公益性があるか（具体的に）	施設園芸の拡大を図ることで、農産物の安定供給を図ることが出来る。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	低コスト・高品質生産物の提供が図られるとともに、高生産・環境保全型農業に寄与することから、野菜生産農家の経営が安定する。					

千葉県の補助金制度に基づくものである。

補助金の目的は、園芸生産の向上を図るために農協のリース事業による温室等の園芸施設化を積極的に推進し、経営の安定を図ることである。この受益者は平成 17 年度で西船橋農業協同組合の組合員 4 名である。これは資本投資額が多いため、受益者が限定される結果となっている。

市は、施設園芸の拡大を図ることで、農産物の安定供給を図るために補助金に公益性があり、低コスト・高品質生産物の提供が図られ、高生産・環境保全型農業に寄与することから、野菜生産農家の経営が安定すること、市民にとっては、生産力を強化し高品質で安定的な生産体制を確立することにより、市民に対し、安定的に農産物を供給することをもって補助金の効果としている。

リース事業の補助対象者は農業協同組合で、施設を借り受ける認定農業者が実際の受益者である。

補助金の算定方法は、「事業費の 1/3 以内 × 7/10 (財政力指数) と事業費の 30% 以内を加えた額」となっている。

(2) 意見

補助金の所得制限

補助額は生産者にとっては有効な額であり(平成 17 年度では一人当たり 4 百万円弱)、生産者にとっては有効性も経済性もあると思われる。市民にとっては、温室等の施設が天候に左右されないために計画的な生産ができ安定供給が出来るとしているが、これをもって十分な公益性があるとは言いきれないと考える。

補助対象となった施設を借り受ける実質の受益者である認定農業者の農業所得水準が高い場合、自己資金での設備の設置が可能であると思われるので、交付要綱において一定の所得制限をするべきであると考えます。

13-2. 農業者健康管理増進事業費補助金

(1) 概要

所 管	経済部 農水産課					
補 助 金 の 名 称	農業者健康管理増進事業費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱					
予 算 費 目	款：35 農林水産業費	項：10 農業費	目：20 農業振興費			
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時	経常			
		(開始年度 昭和 57 年度 終了予定年度 未定)				
	補助割合	国：	県：	市：100%		
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	1,353	1,353	1,256	1,241	1,241
	決算額(千円)	1,247	1,213	1,196	1,104	1,187
交 付 先	船橋市農業者健康管理推進協議会					
補 助 金 の 目 的	市内農業者の健康管理に対する意識の高揚を図り、健康で明るく豊かな農家生活の実現を図る。					
補助対象事業の概要	受診料の一部補助 1,470 円/人 協議会事務費 300,000 円					
受益者及びその人数	組合員受診者 604 人					
どのような公益性があるか(具体的に)	農薬等の使用により一般の健康診断では不安なこともあり、この検診を受ける場合には、農協などの協力がああり、正しい農薬の使用等についてのアドバイスも受けられるために支援している。					
どのような有効性、	健康診断の受診により、自分の健康状態を確認できるとともに、結果報					

経済性、効率性があるか（具体的に）	告会その他広報活動を通じて健康管理に対する意識の高揚、食生活の改善が図れる。
-------------------	--

補助金の算定方法は、受診料 1 人当たり 1,470 円の補助と事務費として定額 300,000 円を船橋市農業者健康管理推進協議会に交付している。

（２） 意見

補助金の公益性について

補助金は、「船橋市農林水産振興事業補助金交付要綱」によって交付しており、昭和 57 年度から開始されている。

農業従事者及びその家族に対して受診の案内（約 2000 件）を行っているが、自ら病院等で受診している方や兼業農家などの事情で、受診者は 604 名となっている。補助金は、一人 1,470 円であるが、船橋市農業者健康管理推進協議会の事務費補助に 30 万円を補助している分を考慮すると、一人当たりでは 1,966 円を市が負担していることになる。受診者の中には農業従事者の家族で農業従事者以外も含まれているとのことである。

受診者は、案内に対して 30%程度で低いこと、昭和 57 年の状況と現在では農業従事者や市民の健康に対する意識が大きく変わっており、農業の減農薬も大きく進んでいると思われることなどから、廃止も含めて検討する必要があると考える。

13-3 . 園芸用廃プラスチック対策協議会補助金

（１） 概要

所 管	経済部 農水産課					
補 助 金 の 名 称	園芸用廃プラスチック対策協議会補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	千葉県園芸用廃プラスチック処理対策推進事業補助金交付要綱					
	船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱					
予 算 費 目	款：35 農林水産業費	項：10 農業費		目：20 農業振興費		
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 平成 10 年度 終了年度 未定)				
	補助割合	国： 県：38% 市：62%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	5,036	4,610	3,564	3,886	3,746
	決算額(千円)	3,134	2,760	2,891	2,918	3,052
交 付 先	船橋市農業用廃プラスチック対策協議会					
補 助 金 の 目 的	農業者から排出された農業用廃プラスチック類の適正処理を図り、環境保全と農業の健全な発展を期する。					
補 助 対 象 事 業	農業者から排出される農業用廃プラスチック類を再生処理工場に持ち込					

の 概 要	み、円滑な回収と適正な処理を実施する。
受益者及びその人数	搬入台数 134 台（受益農家 117 人）。
どのような公益性があるか（具体的に）	農業者から排出される農業用廃プラスチック類を再生処理工場に持ち込むことで、適正な処理を実施することができ、環境保全と施設園芸の健全な発展に寄与する。
どのような有効性、経済性、効率性があるか（具体的に）	市内施設栽培農家から排出される農業用廃プラスチック類は年間約 205 トンと推測されるが、その内の約 55% が再生処理され、環境保全型農業及び資源循環型社会の構築に寄与している。

「船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱」の別表では、補助金の算定方法は以下のように定められている。

- ・ 組織活動に伴うもの 5 万円
- ・ 環境保全に伴うもの 事業経費に 1.0 を乗じて得た額
- ・ 適正処理に伴うもの 事業経費に 0.5 を乗じて得た額

千葉県は交付要綱では、適正処理事業の 4 分の 1 以内を県が負担し、2 分の 1 以上を市町村・生産者が負担、4 分の 1 以内を全国農業協同組合連合会千葉県本部が負担するとしている。環境保全事業は市独自の補助金となっている。

（２） 結果

補助対象経費が不明確

補助金の算定方法として補助対象経費である適正処理に伴うもの（適正処理事業）については、千葉県の交付要綱に定められているが、組織活動に伴うもの及び環境保全に伴うものについては定めがなく、補助対象経費の範囲が明確でない。

交付要綱別表（その 7）には、補助対象経費として、農業用廃プラスチック類の適正な処理の啓発、処理計画及び収集計画などの組織活動の円滑な推進と環境保全・処理に要するもので

- ・ 組織活動に伴うもの
- ・ 環境保全に伴うもの
- ・ 適正処理に伴うもの

が掲げられているが、適正処理に伴うものが県の要綱では具体的に明記されているのに対して、市の要綱別表（その 7）では補助対象経費の内容は明確でなく、補助対象経費の範囲は具体的に示されていない。

13-4．野菜生産出荷安定事業費補助金

（１） 概要

所 管	経済部 農水産課
補 助 金 の 名 称	野菜生産出荷安定事業費補助金
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市野菜生産出荷安定事業補助金交付要綱

予 算 費 目	款：35 農林水産業費	項：10 農業費	目：20 農業振興費			
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和 49 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
補 助 金 の 推 移	定額補助					
	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	4,000	4,000	3,000	3,000	2,700
	決算額(千円)	2,768	0	3,322	702	2,625
交 付 先	市川市・西船橋農業協同組合					
補 助 金 の 目 的	野菜 4 品目 (キュウリ・ダイコン・ネギ・ホウレンソウ) について、価格保証を行い、野菜生産および出荷の安定的拡大と農業経営の安定を図る。					
補助対象事業の概要	該当品目において品目別及び旬別市場価格が保証基準以下に下落した場合に、補助する。					
受益者及びその人数	本市に住所を有し、住民基本台帳に登録され、かつ、農業協同組合員となっている生産者 42 人。					
あのような公益性があるか(具体的に)	野菜の生産と出荷の安定を図ることにより農業の健全な発展と消費生活の安定に資する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	野菜生産農家の経営が安定し、大幅な価格のぶれなく野菜の供給がされる。					

野菜生産出荷安定事業費補助金は、国・県が実施している野菜安定化事業以外の国・県が対象としていないものを対象としている。

補助金の算定方法は、品目別及び旬別市場価格が保証基準以下に下落した場合に、当該保証基準額から市場価格を差し引いた額の 80%に相当する額に 30%を乗じて得た額とするとされている。ただし、市場価格が最低基準額未満に下落した場合においては、当該最低基準額を市場価格とするとされている。

(2) 意見

補助金の見直し

「船橋市野菜生産出荷安定事業補助金交付要綱」は、昭和 49 年に施行されているが、当時と現在では農家の環境は大幅に変化していると思われる。農業協同組合を通じて卸売市場へ出荷する方法から、農業協同組合を通さずに直接市場へ出荷する農家、契約農家として小売店と直接取引する農家や消費者に直接販売する農家も増えている。市場も船橋市場から東京市場等へ出荷する取引となっており多様化している。

農業経営の規模からすると補助金の額は年々縮小されており、一人当たり 62 千円程の価格保証補助が生産者ひいては消費者に効果があるか疑問であり、補助金の廃止も含めて見直しが必要と

考える。

13-5 . なし産地育成事業費補助金

(1) 概要

所 管	経済部 農水産課					
補 助 金 の 名 称	なし産地育成事業費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱					
予 算 費 目	款：35 農林水産業費	項：10 農業費			目：20 農業振興費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和49年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
	定額補助					
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	4,872	4,698	4,200	4,254	3,828
	決算額(千円)	4,561	4,383	1,293	4,254	3,616
交 付 先	船橋市果樹園芸組合					
補 助 金 の 目 的	高品質果実を生産するため、生産から流通にいたる各段階において諸条件整備を行い、梨の生産合理化と安定供給を図る。					
補助対象事業の概要	梨(幸水・豊水)を生産する上で鳥・風・雹(ヒヨリ)等による被害を防ぐために多目的防災網施設を整備し、また、老木対策を進めるために改植(伐根、整地)を行うことで、高品質果実の生産を図る。					
受益者及びその人数	5人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	生産から流通にいたる各段階において諸条件整備を行うことにより、梨の安定供給と立地条件を活かして直売や観光梨園としての振興が図れる。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	老木の計画的な品種更新を進め、生産性の向上が図れる。 多目的防災網の施設化により、気象災害の軽減を図り、安定供給と安定生産が図れる。					

なし農家が行う改植による伐根、棚の整備に対する補助である。

補助金の効果として、老木の計画的な品種更新を進め、生産性の向上が図れること、多目的防災網の施設化により気象災害の軽減を図り安定供給と安定生産が図れることがあげられている。

補助金の算定は、事業経費に0.3を乗じて得た額(予算内限度内)とされている。

(2) 意見

補助金の所得制限

この補助金の受益者は、改植（伐根、整地）あるいは棚の整備を行う農家である。補助金の交付は、「船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱」が施行される相当以前の昭和 49 年度に開始されており長い歴史がある。

事業経費の 70% を自己負担しているとはいえ、補助金の効果は公益性よりも農家の所得に直接跳ね返ってくるものである。実質の受益者である農業者の農業所得水準が高い場合、自己資金で設置や作業が可能であると思われるので、交付要綱において一定の所得制限をするべきであるとする。

13-6 . 地力増進対策整備事業費補助金

(1) 概要

所 管	経済部 農水産課					
補 助 金 の 名 称	地力増進対策整備事業費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱					
予 算 費 目	款：35 農林水産業費	項：10 農業費			目：20 農業振興費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和 45 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	3,150	3,150	2,790	2,790	2,790
	決算額(千円)	3,148	3,148	2,790	2,790	2,790
交 付 先	船橋市園芸協会、船橋市果樹園芸組合、船橋市花卉組合					
補 助 金 の 目 的	環境にやさしい農業を推進するため、土づくりに積極的に取り組み、都市農業の振興を図る。					
補助対象事業の概要	農作物の安定生産を図るとともに、環境にやさしい農業を推進するため、有機質肥料を確保し、良質の堆肥を施用することにより、土づくりに積極的に取り組み、地力増進に努める。					
受益者及びその人数	船橋市園芸協会 106 人、船橋市果樹園芸組合 15 人、船橋市花卉組合 6 人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	有機質肥料から製造された野菜、果樹など、安全安心な農作物を安定的に供給する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	有機質堆肥の施用により、連作障害を解消、化学肥料、化学農薬を削減したちばエコ農業を推進し、循環型農業、環境保全型農業の振興を図れる。					

園芸協会等が購入する有機肥料等の購入費の一部(30%)を補助している。補助することで、有機質堆肥の施用により、連作障害を解消、化学肥料、化学農薬を削減したちばエコ農業を推進し、循環型農業、環境保全型農業の振興を図れるとされている。

(2) 意見

公益性が不十分

この制度は、昭和 45 年度に開始されており長い期間を経過している。目的は、農産物の安定生産を図るため良質な有機質資材を活用し、土壌の活性化、地力の増強、作物の品質の向上を図ることとされている。申請のあったものについては 100%認められる状況にある。

補助金は年々縮小されており、一人当たりの補助額は 30 千円程になっていることから効果は少ないと考えられる。公益性や効果から考えると、廃止も含めて検討するべきであるとする。

<その他補助金 1 百万円以下の補助金>

13-7. 農業後継者研修費補助金 (平成 17 年度補助金 150 千円)

効果が不十分(意見)

補助対象は後継者団体 3 団体の会員 281 名とされているが受益者(3 名)が非常に限られている。農業以外ではこのような補助制度はない。

経費所要総額 162,750 円のうち 150 千円(一人当たり 50 千円)を補助しており受益者の負担額は 10%以下である。

先進地視察の結果として報告書(国内派遣研修会報告書)が提出されているものの A 4 の用紙に 20 行程度であり、参加者以外の農業従事者が参考にできるような記述もなく、効果が上がっているとは思われない。補助金の開始は昭和 48 年で、その後の社会の変化を考えると、海外研修は自己負担が相当であり、廃止を含めて検討すべきであるとする。

13-8. 農業後継者対策事業費補助金(平成 17 年度補助金 950 千円)

公益性が不十分(意見)

補助対象となった青年部事業収支決算報告書には親睦活動費(ソフトボール・ボウリング大会等の費用)が計上されており、親睦会等の費用の一部が補助金でまかなわれていることになる。

会員の自己負担より補助金のほうが多く用途はレクリエーション関係が 3 分の 1 を占めている。

担当課では、補助金の効果として農業経営が安定し、農産物の生産性が図られていることとしているが、農業を選択するかどうかは市の補助金の有無ではなく農業そのものの魅力と農業から得られる所得等が大いに影響すると思われる。補助金の対象者は後継者団体の 3 団体の会員 281 名に限定されており、市が補助する必要性は少ないと判断せざるを得ないので、廃止も含めて検討すべきであるとする。

13-9. 農業近代化資金利子補給金(平成 17 年度補助金 589 千円)

制度の見直し(意見)

補助金の開始は昭和 37 年である。補助金は、農業生産の向上と農業所得の増大を図るための

農業近代化に要する資金に対し利子補給を行い、次代に即応した自立経営の農家を育成することを目的としている。現在の利用者は 20 人である。事業の公益性について農業経営を継続していくという意欲的な農業者が多数存在しており、資金を活用させ次代の中核的担い手となり得るよう支援しているということで、貸付金利の融資額及び融資残高に対して 0.5%の利子補給を行っている。

この制度は昭和 40～50 年代において需要が多かったが、低金利時代においては意義が低下していると思われる。補助金開始当時の農業経営と現在では状況が変わっており、農家のほうが資産家だとも言われる社会状況も有るので、廃止を含めて検討するべきであると考え。

14. みどり推進課

14-1. 緑の基金補助金

(1) 概要

所 管	都市整備部 みどり推進課					
補 助 金 の 名 称	緑の基金補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予 算 費 目	款：45 土木費	項：30 都市計画費			目：35 公園緑地費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
	(開始年度 終了予定年度)					
	補助割合	国： 県： 市：100%				
定額補助						
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	3,000	3,000	3,000	2,900	2,902
	決算額(千円)	2,968	2,969	2,912	2,888	2,894
交 付 先	財団法人船橋市緑の基金					
補 助 金 の 目 的	財団法人船橋市緑の基金(以下、「緑の基金」という)事務局長の人件費として。					
補助対象事業の概要	緑化の普及啓蒙を図り、緑の保全と緑化の推進を行い、よりよい都市環境を作る目的で設立された財団法人船橋市緑の基金に対して助成する。					
受益者及びその人数	1人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	財団法人船橋市緑の基金は、昭和60年1月10日に緑化の保全、緑化の推進を目的として、民法第34条に基づき設立された公益法人であります。					

(2) 結果

個別の交付規則等の未整備

規則、要綱等は定められていない。

実績報告書

「船橋市補助金等の交付に関する規則」第12条に規定されている、補助事業実績報告書(第5号様式)及びその添付書類である収支決算書が提出されていない。

なお、平成17年度については戻入が生じたため、緑の基金からは「平成17年度補助金の戻入について」という文書が提出され、実質的には実績報告された形となった。

(3) 意見

緑の基金の今後の方向性について

緑の基金は、昭和60年1月10日に緑地の保全、緑化の推進を目的として設立され、普及啓発事業や、緑化活動支援事業等を実施している。また、みどり推進課も緑地保全、緑化推進に関するこ

と等を分掌している。

緑の基金の事務局は3名で構成されており、事務局長が市の退職者で、残り2名はみどり推進課職員が兼務している。また、所在地は市役所のみどり推進課内にある。

緑の基金が実施する事業は、下記寄付行為のとおりである。

寄付行為 第4条(事業)

- ・緑の基金の造成、管理及び運用
- ・市街地及びその周辺における斜面緑地並びに優れた緑地の保全
- ・緑化思想の普及啓蒙及び市民の緑化活動に対する支援
- ・緑化推進に関する情報収集及び調査研究
- ・緑の保存と緑化の推進に関する地方公共団体からの受託事業
- ・その他前各号の事業を達成するために必要な事業

昭和60年の設立当初は、緑の基金造成事業及び緑地保全事業に取り組んでいたが、現在では普及啓発事業及び緑化活動支援事業を中心に取り組んでいる。

緑地保全事業は、財団が緑地保全を目的として土地を取得していたが、平成10年度以降は土地取得をとりやめて、それまでに取得した土地を市に無償貸与し、市が緑地として保全している。

普及啓発事業は、緑と花のジャンボ市の開催や緑の絵画コンクール等を行っている。

平成17年度の収支計算書によると、収入の50.1%が基金の取り崩し収入となっているので、普及啓発活動及び緑化活動支援事業は基金を取り崩して実施していることになっている。

緑の基金が実施する事業は、みどり推進課の兼務職員が行っており、当該補助金の申請と交付についても同じ担当者が事務手続を実施している。

緑の基金が市と独立して存在する意義が薄れており、今後のあり方を検討する必要があると考える。

15. みどり管理課

15-1. アンデルセン公園運営費補助金

(1) 概要

所 管	都市整備部 みどり管理課					
補 助 金 の 名 称	アンデルセン公園運営費補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
	船橋市アンデルセン公園運営費補助金交付要領					
予 算 費 目	款：45 土木費	項：30 都市計画費			目：35 公園緑地費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
	(開始年度：平成8年度 終了予定年度：平成17年度)					
	補助割合	国： 県： 市： 100%				
定額補助						
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	220,000	259,306	241,400	331,500	322,500
	決算額(千円)	220,000	255,698	225,560	321,139	316,944
交 付 先	財団法人船橋市公園協会					
補 助 金 の 目 的	有料公園であるアンデルセン公園は、魅力のある公園として質の高い施設の運営・管理が必要であること、入園料を低くしていることなどから、利用料収入で賄いきれない管理運営経費を補助金として交付する。					
補助対象事業の概要	アンデルセン公園ワンパク王国メルヘンの丘事業費 アンデルセン公園子ども美術館事業費 イベント開催事業費 売店等事業費 固定資産取得支出費 管理費 管理運営するための人件費。					
受益者及びその人数	17年度入園者数 477,694人。					
どのような公益性があるか(具体的に)	アンデルセン公園は「福祉と緑の都市宣言」記念事業の一つとして整備し、平成8年10月に都市公園(有料公園)として開園した施設である。					

市の出捐により設立された財団法人船橋市公園協会(以下、「公園協会」という)に対する補助金で、アンデルセン公園の運営費と市から派遣されている職員に対する人件費を補助するものである。平成18年度より指定管理者制度を採用しており、公園協会が指定管理者になったので、当該補助金は平成17年度で終了している。

(2) 意見

出捐者としての経営指導と委託費並びに派遣職員の逡減など

当意見は直接には当該補助金と関連しないが、関連事項として述べることにする。

平成18年度より、指定管理者制度を採用し公園協会がアンデルセン公園の指定管理者に選定された。これに伴い、当該派遣職員に関する人件費補助金は無くなり、平成18年度より委託費として約2億8,000万円が公園協会に支払われている。

アンデルセン公園は船橋市の都市公園であるため、「都市公園法」第12条の2の規定に従い、

都市公園の設置及び管理の費用は市が負担することになる。平成 17 年度決算における公園協会のアンデルセン公園事業の事業収支は多額の赤字となっており、厳しい状況である。「船橋市財政健全化プラン（改定版）平成 17 年度～21 年度」では、外郭団体については、そのあり方や担うべき役割を点検し、より一層効率的・効果的な事業運営を図っていくために、見直しの基本方針を定めるとともにその方針に基づき具体的に見直しを進めるように指導していくと謳われている。

基本的には、このプランに従い出捐者としての立場から公園協会の経営指導（事業委託の関する評価も含めて）と事業効率化を徹底し、可能な限り市の財政支出を削減できるように公園運営が行われることが望まれる。

アンデルセン公園は、他市には無い自然と質の高いインフラを持つ施設であり、市民が誇れる価値の高いものであると認識している。指定管理者制度を採用したが、経営の実態は依然として市の職員に依存しており、大きく変わっているようには感じられなかった。私は住民の一人として、民間の活力を利用して児童・生徒を中心とする市民がもっと頻繁に利用するような誇るべき施設に生まれ変わることを期待していることも付け加えたい。

平成 17 年度決算（単位：千円）

	平成 16 年度	平成 17 年度
（収入）		
ワンパク王国・メルヘンの丘事業費	244,260	261,919
子ども美術館事業費	24,876	31,402
収入合計	269,136	293,321
（支出）		
ワンパク王国・メルヘンの丘事業費	311,018	321,895
子ども美術館事業費	168,658	179,050
支出合計	479,676	500,945
収支差額	210,540	207,624

16. 河川管理課

16-1. 船橋市環境整備事業補助金

(1) 概要

所 管	下水道部 河川管理課					
補 助 金 の 名 称	船橋市環境整備事業補助金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市環境整備事業の補助等に関する規則					
予 算 費 目	款：45 土木費	項：20 河川費			目：15 河川管理費	
分 類	補助の性質	事業補助・ 運営補助 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和 43 年度 終了予定年度)				
	補助割合	国： 県： 市：100%				
補 助 金 の 推 移	定額補助					
	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	85,000	85,000	83,750	70,000	62,650
	決算額(千円)	71,717	56,245	53,519	22,537	60,055
交 付 先	事業を目的として設立された組合等で、市長が適当と認めるもの					
補 助 金 の 目 的	地域の生活環境の整備を図る環境整備事業を実施する団体に対し補助金を交付し、健全な市街地の整備に資する事を目的とする。					
補助対象事業の概要	道路整備工事、排水工事、排水工事に伴う地下埋設物等の移転工事。					
受益者及びその人数	17事業、341世帯(平成17年度実績)。					
どのような公益性があるか(具体的に)	施設のグレードアップを図ることにより、景観を含めた健全な「まちづくり」に寄与。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	道路幅員の有効利用・排水施設整備等による生活環境の改善、通行の際の安全性向上(バリアフリー化)、不動産価値の向上。					

この制度は、日常生活で利用されている私道等の排水・舗装等が未整備の地域で、環境改善のため地元(町会・自治会・組合)が自主的に整備を行う場合、市がこの整備工事に要する費用の一部を補助するものである。道路整備工事、排水工事等の工事費について、私道は65%、公道部は80%の補助率となっている。

(2) 意見

補助金額の算定方法や業者選定方法の明文化

「船橋市環境整備事業の補助等に関する規則」第6条において、対象工事に要する費用に対する補助の割合が規定されているが、対象工事に要する費用については格別の定めはない。

実際は、対象工事に要する費用は、業者の工事費見積書・設計図書を市が「千葉県積算基準」に基づく比較設計図書を作成して査定を行っており、業者の工事費見積額が市の比較査定額を超えないことを確認して、当該見積額に補助割合を乗じて補助金額が算定されている。また、業者が正式な見積書を確定する際には、市は施工箇所の地勢による経済的工法採用への比較検討等の技術的指

導も行っている。団体と請負業者との工事契約の適正性は十分担保されていると言える。透明性を高めて市民の理解を深めるためには、要綱等を定め事業の内容を明示することが必要と考える。

17. 住宅政策課

17-1. 住宅建築利子補給金

(1) 概要

所 管	建築部 住宅政策課					
補 助 金 の 名 称	住宅建設資金利子補給金					
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	船橋市住宅建築資金利子補給規則					
予 算 費 目	款:45 土木費	項:10 住宅費			目:10 住宅管理費	
分 類	補助の性質	事業補助 ・ 運営補助 ・ (その他)				
		臨時 ・ (経常)				
		(開始年度 平成9年度 終了予定年度)				
	補助割合	国: 県: 市:100%				
定額補助						
補 助 金 の 推 移	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	当初予算額(千円)	24,854	24,401	28,347	27,267	24,563
	決算額(千円)	18,016	22,470	22,885	19,499	14,796
交 付 先	市内に引き続き3年以上居住し、市内に初めて住宅を建築・購入する者					
補 助 金 の 目 的	良質な住宅ストックを形成するために利子補給を行い、持家取得を支援する。					
補助対象事業の概要	自ら居住するための住宅の建築・購入する際に、住宅金融公庫の融資を受け、さらに金融機関の住宅融資を受けた場合、金融機関の住宅融資の利子の一部を補助する。					
受益者及びその人数	398件。					
どのような公益性があるか(具体的に)	利子補給を行うことにより、優良住宅の取得率を上げ、良質住宅のストックを形成する。					
どのような有効性、経済性、効率性があるか(具体的に)	利子補給を行うことにより、優良住宅の取得率を上げ、良質住宅のストックを形成する。					

船橋市に3年以上居住する者が初めて住宅を購入する際に、住宅金融公庫(以下、「公庫」という)と公庫以外の金融機関から住宅建設の資金の借入を行った場合、公庫以外の金融機関から借入れた分の利子につき5年間にわたり市が利子補給を行うものである。

(2) 意見

制度の廃止

市は、利子補給を行うことにより優良住宅の取得率を上げ良質住宅のストックを形成すると考えている。平成9年度の制度の開始から平成17年度までの9年間の累計で398件が対象となってい

る。平成 17 年度の新規の対象件数は 10 件（平成 16 年度は 16 件）であった。

実際には、公庫の利率より他の金融機関の利率のほうが低いため、公庫から借り入れを行う人自体が減少しており、新規申し込みが減少している。

近隣市においては、東金市、習志野市、浦安市、袖ヶ浦市、長南町、岬町（廃止当時）などが当該補助金を廃止している。

当該補助金は、廃止も含めて検討すべきであると考える。